

那覇市公報

第 1 5 9 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○平成25年（2013年）2月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	5
○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）	5
○那覇広域都市計画道路の変更について（都市計画課）	8
○地域総合整備資金貸付事務包括委託契約締結に係る告示について （商工農水課）	9
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（市民生活安全課）	10
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（消防本部救急課）	12
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（環境保全課）	14
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（市立病院医事課）	16
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（消防本部救急課）	18
○個人情報業務届出書の公表について（市民生活安全課）	20
○個人情報業務届出書の公表について（資産税課）	22
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（資産税課）	24
○那覇市屋外広告物条例の規定による禁止地域等及び禁止物件の指定について （都市計画課）	25
○平成25年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について （環境政策課）	27
○平成25年度一般廃棄物処理実施計画について（環境政策課）	28
○平成24年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （国保長寿医療課）	38
○平成24年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	

（国保長寿医療課）	40
○平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） （国保長寿医療課）	41
○平成 24 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （国保長寿医療課）	44
○平成 24 年度那覇市一般会計補正予算（第 8 号）（財政課）	45
○平成 24 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第 1 号）（財政課）	55
○平成 24 年度那覇市一般会計補正予算（第 9 号）（財政課）	56
○那覇市営住宅等の整備基準に関する規則第 5 条第 2 項等の規定に基づく市長が定める措置について（建設企画課）	60
○那覇市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（保健所準備室）	61
○那覇市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（保健所準備室）	78
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）	106
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）	107

◇公 告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について （道路建設課）	108
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	109
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	110
○那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）	111
○住民票の職権消除の公示について（市民課）	112
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について （道路建設課）	112
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について （道路建設課）	113
○公告の変更について（管財課）	114
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について （道路建設課）	114

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について （道路建設課）	115
○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について （道路建設課）	116
○那覇三大祭りを中心とした観光振興調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実 施について（企画調整課）	117

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	119
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	120

◇教育委員会規則◇

○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則	121
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	122
○那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則	130
○那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則	135
○那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則	136
○那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	137
○那覇市 ^{タマウドゥン} 玉 陵 及び識名園条例施行規則を廃止する規則	140
○那覇市小中一貫教育審議会規則を廃止する規則	141
○那覇市立学校結核対策委員会規則を廃止する規則	142
○小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正 する規則	143

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令	147
○那覇市教育委員会文書取扱規程及び那覇市立学校文書取扱規程の一部を改正する 訓令	153

○那覇市教育委員会市政情報コーナー規程を廃止する訓令……………	156
○那覇市教育委員会車両管理規程の一部を改正する訓令……………	157
○那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令……………	159
○那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令……………	160

◇教育委員会告示◇

○那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱……………	162
---------------------------------	-----

◇監査委員訓令◇

○那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令……………	165
--------------------------------	-----

◇保健所長訓令◇

○那覇市保健所長の事務決裁規程……………	166
----------------------	-----

告 示

那覇市告示第 119 号

平成 25 年 2 月 12 日

掲 示 済

平成 25 年（2013 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 25 年（2013 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 招 集 の 日 平成 25 年 2 月 19 日（火）

2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

那覇市告示第 128 号

平成 25 年 3 月 7 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

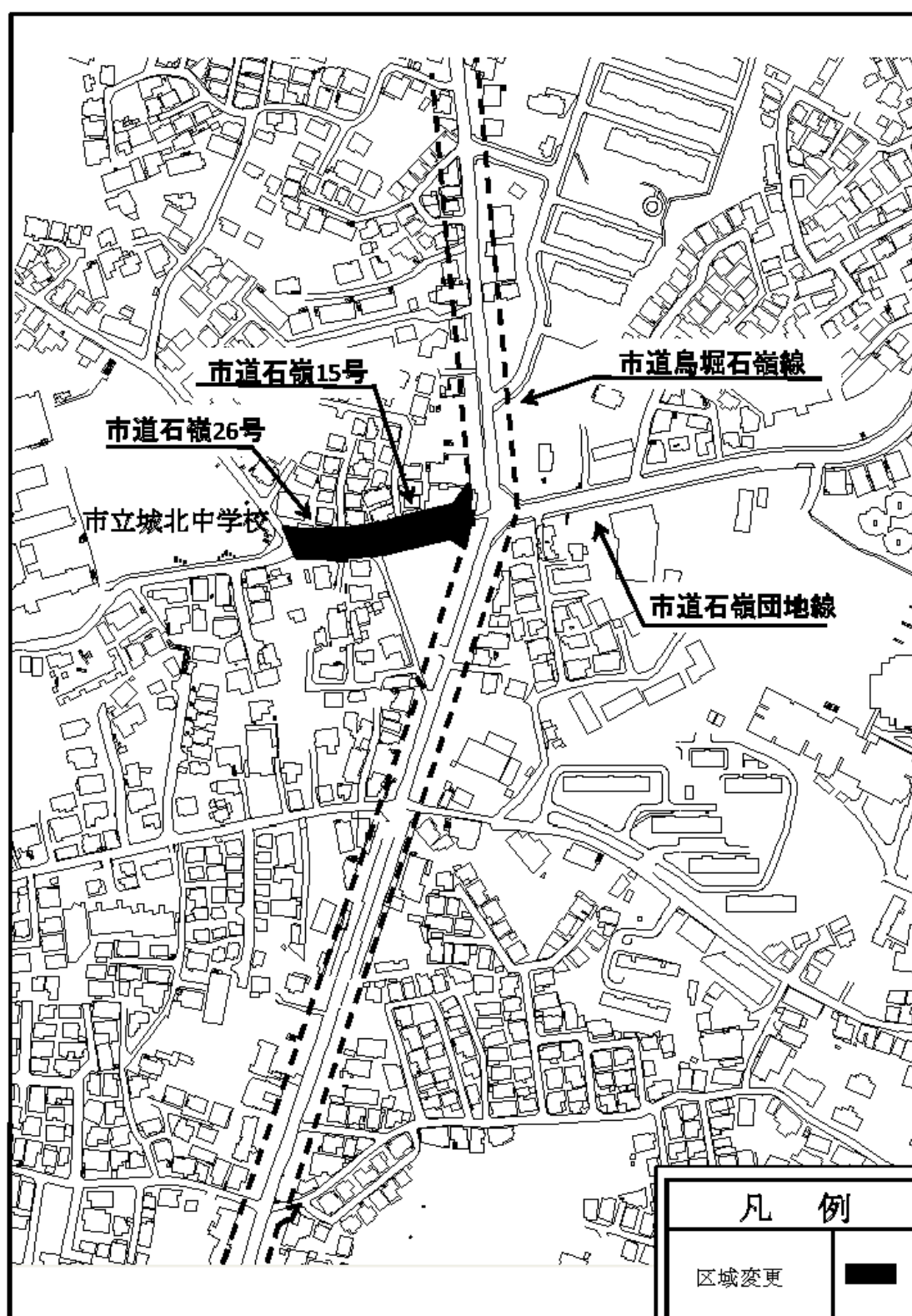
関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長m	幅員m	備考
277	石嶺15号	新	首里石嶺町1-133 首里石嶺町3-222	70.8	13.0	
		旧	首里石嶺町1-133 首里石嶺町3-222	70.8	2.6 ～ 5.9	
1172	石嶺26号	新	首里石嶺町1-132-1 首里石嶺町1-121-1	177	7.0 ～13.0	
		旧	首里石嶺町1-132-1 首里石嶺町1-121-1	177	7.0 ～ 8.0	

市道路線の区域変更(参考図)



那覇市告示第 129 号

平成 25 年 3 月 8 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 翁長 雄志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画道路
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - （1）3・4・那 89 号 城東城北線
変更する部分 那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部
 - （2）3・3・那 17 号 石嶺線
変更する部分 那覇市首里石嶺町 1 丁目及び 2 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階）

那覇市告示第 130 号
平成 25 年 3 月 14 日
掲 示 済

地域総合整備資金貸付事務包括委託契約締結に係る告示について

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）第 1 5 8 条第 2 項の規程により、財団法人地域総合整備財団と平成 2 5 年 2 月 2 6 日付で地域総合整備資金貸付事務包括委託契約を締結したことを次のように公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 地域総合整備資金貸付に係る支出事務、徴収事務及びこれらの事務に付随する事務を財団法人地域総合整備財団へ委託する。
- 2 当該契約の有効期間は契約締結日より 1 年間である。
- 3 契約期間満了の 1 ヶ月前までに当該契約の終了の意思表示がない場合には、1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

那覇市告示第 133 号

平成 25 年 3 月 18 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



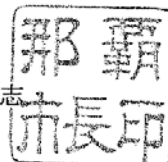
第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成24年11月20日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	市民生活安全課 電話862-9955
業 務 の 名 称	中学校区防災安心安全マップ作成事業
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年11月15日から平成25年3月31日まで
目的外利用等をする 個人情報の内容	那覇市内の全住所番地
目的外利用等 を する 理 由	市内の中学校区ごとに災害の避難場所及び安全確保の手段や暗がり・危険家屋などの危険情報が一覧できるマップを作成する。 委託業者の特許で基地図には既に番地が付されているが、マップ作成にあたり、最新の市内住所番地データをもとに整合性をチェックするため。 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号(審議会の意見)に該当。
新たな利用課 又は提供先	市民生活安全課 交通・防犯G 電話862-9955
所 管 部 課	市民文化部 市民課住民記録G 電話862-3274

那覇市告示第 134 号

平成 25 年 3 月 18 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 24 年 12 月 5 日

那 霸 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 173件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成24年 12月5日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成24年10月1日から、平成24年11月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課 又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 135 号

平成 25 年 3 月 18 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成 24 年 12 月 28 日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市 環境保全課 電話 951-3229
業 務 の 名 称	浄化槽法に関する事務
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 25 年 1 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	1. 那覇市上下水道管理図（市内の下水道整備状況が分かる地図） 2. 料金マスターデータ（水道番号、上下区分、住所、方書、異動事由、異動年月日、用途、世帯数、下水開始日、使用者字区、使用者住所、使用者方書、使用者名、所有者住所、所有者名） 3. 現地調査データ（調査日、家の構造、家屋用途、便所の種類、下水道整備状況、調査結果） 4. 浄化槽改造・廃止に関するデータ（水道番号、氏名、住所）
目的外利用等 をする理由	平成25年度の中核市移行に伴い、沖縄県から浄化槽法に基づく事務が委譲されることから、浄化槽と密接な関係にある下水道の接続情報を把握することで、効果的な事務の執行に利用するため。
新たな利用課 又は提供先	那覇市 環境保全課
所 管 部 課	上下水道局 料金サービス課

那覇市告示第 136 号
平成 25 年 3 月 18 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成25年1月7日

那覇市長 様

実施機関 地方独立行政法人那覇市立病院

理事長 照喜名 重一 印

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市立病院 医事課 電話884-5111 内294
業 務 の 名 称	診療業務
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成25年 1月 7日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、 悪性新生物の既往、初診年月日、症状初発年月日、 診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、 現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 604 件
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	条例第9条第1項第5号に該当（審議会の意見）
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	沖縄県知事
所 管 部 課	独立行政法人那覇市立病院 診療情報管理室 電話 884-5111（内）347

那覇市告示第 137 号

平成 25 年 3 月 18 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 1 7 3 号

平 成 2 5 年 2 月 6 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 160件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成25年2月 6日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成24年12月1日から、平成25年1月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

那覇市告示第 138 号

平成 25 年 3 月 18 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成24年11月14日

那覇市長 様

市民生活安全課長 島村聡

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。



届 出 番 号		届出担当課	862-9955			
個人情報管理責任者	市民生活安全課長					
業 務 の 名 称	中学校区防災安心安全マップ作成事業					
業 務 の 目 的	市内の中中学校区ごとに災害時の避難場所及び安全確保の手段や暗がり・危険家屋などの危険情報が一覧できるマップを作成。生徒などに配布する。					
個人情報の対象者	市内の全住所番地					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規(平成24年10月11日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☐ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ その他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☐ 本人 / ☒ 本人以外(法令・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)					
個人情報の収集時期	☒ 定期(平成24年11月14日～平成25年3月31日) / ☐ 随時					
個人情報の告知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☐ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考	平成24年10月11日付、業務委託契約締結。委託業者の特許により基図に既に地番が付されているが、整合性を確認するため市民課の情報を目的外利用する(審議会承認類型事項)。					

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 139 号

平成 25 年 3 月 18 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



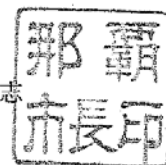
第1号様式 (第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成25年 2月14日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	資産税課			
個人情報管理責任者	資産税課長					
業 務 の 名 称	地籍調査事業					
業 務 の 目 的	地籍の明確化を図り、地図（地籍図）、簿冊（地籍簿）を作成する。					
個人情報の対象者	地籍調査未実施地域の土地所有者					
業務の開始年月日	☐ 継 続 / ☒ 新 規 (平成25年4月1日)					
個 人 情 報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ ☐ その他	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ ☐ その他	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障害程度 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ その他	☒ 登記情報 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
個人情報の収集方法	☐ 本人 / ☒ 本人以外 (法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	☐ 定期 (月 ~ 月) / ☒ 随時					
個人情報の告知方法	☒ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 申請等 ☐ その他					
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ マイクロフィルム ☒ 電磁媒体 ☐ その他					
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 140 号
平成 25 年 3 月 19 日
掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、平成 25 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 縦覧期間 平成 25 年 4 月 1 日（月）から
平成 25 年 4 月 30 日（火）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階）

地方税法

（土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧）

第四百十六条 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間、その指定する場所において、土地価格等縦覧帳簿又はその写し（当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定に

より電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価格等縦覧帳簿又はその写し（当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合においては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載（当該土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、記録）をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

3 市町村長は、第一項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。

.....

那 覇 市 告 示 第 1 号
平成 25 年 4 月 1 日

那覇市屋外広告物条例の規定による禁止地域等及び禁止物件の指定について

那覇市屋外広告物条例(平成24年条例第69号。以下「条例」という。)第9条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号及び第9号並びに第10条第5号の規定により、屋外広告物の禁止地域等及び禁止物件を次のように定めたので、条例第55条の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 条例第9条第2号の規定により指定する地域
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)の敷地から50メートル以内の地域
- 2 条例第9条第3号の規定により指定する地域
沖縄県文化財保護条例(昭和47年沖縄県条例第25号)第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財(建造物に限る。)又は民俗資料(建造物に限る。)の敷地から50メートル以内の地域
- 3 条例第9条第4号の規定により指定する地域
那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第5条第1項の規定により指定された建造物の敷地から50メートル以内の地域
- 4 条例第9条第5号の規定により指定する区間
那覇市の区域内における高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び一般県道の全区間
- 5 条例第9条第6号の規定により指定する区域は、次に掲げる道路の区間の路端から両側300メートル以内

道路の種類	路線名	区間
高速自動車 国道	沖縄自動車道	那覇市首里崎山町的那覇糸満線との交点から南風原町字新川境まで
一般国道	332号	那覇市字鏡水（那覇空港）から那覇市垣花町の国道331号との交点まで
一般県道	那覇空港線	那覇市字鏡水の国道332号との交点から那覇市字安次嶺の国道331号との交点まで

- 6 条例第9条第8号の規定により指定する区域は、次に掲げる河川の河川区域

河川名	種類	河川区域
国場川	二級河川	左岸：那覇市字上間271-11地先から漫湖を含み明治橋に至る。 右岸：那覇市字真地286-4地先から漫湖を含み明治橋に至る。
安里川	二級河川	左岸：那覇市首里崎山町4-212-8地先から泊高橋に至る。 右岸：那覇市首里鳥堀町5-39-2地先から泊高橋に至る。
久茂地川	二級河川	左岸：那覇市牧志1丁目地先の安里川分派点から国場川合流に至る。 右岸：那覇市前島1丁目地先の安里川分派点から国場川合流に至る。
潮渡川	二級河川	左岸：那覇市久茂地2丁目地先の久茂地川分派点から海に至る。 右岸：那覇市前島1丁目久茂地川分派点から海に至る。
安謝川	二級河川	左岸：那覇市首里石嶺町3丁目80番地先から海に至る。 右岸：那覇市首里石嶺町3丁目4番地先から海に至る。

7 条例第9条第9号の規定により指定する区域

- (1) 次に掲げる空港の区域及び空港区域から展望できる地域で500メートル以内

空港名	所在地	設置管理者
那覇空港	那覇市	国土交通大臣

- (2) 次に掲げる港湾で港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地の区域

種別	港湾名	所在地	管理者
重要港湾	那覇港	那覇市	那覇港管理組合

8 条例第10条第5号の規定により指定するもの

交通信号機及び道路標識を添加してある電柱、電話柱及び街灯柱
付 則

(施行期日)

- 1 この告示は平成25年4月1日から施行する。

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成 25 年 4 月 1 日

平成25年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により平成25年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

名 称	所在地・電話番号
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良盛也	西原町字東崎 4 番地の14 電 話 945－5115
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺吉也	那覇市識名1169 電 話 834－1414
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間良章	浦添市西洲 2 丁目 3 番地 2 電 話 875－3777
有限会社 上原清吉商会 代表取締役 上原清吉	糸満市字潮平749番地 電 話 994－3951
有限会社 大初 代表取締役 松長朋子	那覇市松尾 2 丁目19番 7 号 電 話 863－2773
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城宗一	那覇市上間425番地 電 話 833－1901
株式会社 タカダ 代表取締役 高田聡	浦添市西洲 2 丁目 7 番地 3 電 話 875－3121

那 覇 市 告 示 第 3 号
平成 25 年 4 月 1 日

平成25年度一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、平成25年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)第18条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成25年度一般廃棄物処理実施計画

1 処理区域

那覇市全域

2 処理する一般廃棄物

ごみ、し尿及び浄化槽汚泥（那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第2条第3号に規定する適正処理困難一般廃棄物は除く）

3 一般廃棄物見込み処理量 ごみ 98,610t、し尿及び浄化槽汚泥 6,016k1

※集団回収は見込み処理量合計から除く。

単位：ごみ(t)、し尿及び浄化槽汚泥(k1)

一般廃棄物の種類	系 統	性状（種類）	収集主体	処理方法	処理量 (内訳)
ご み	家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直営	焼 却	11,739
			委託業者		31,721
			許可業者		7,986
			自己搬入		485
		燃やさないごみ(有害・危険ごみ・その他含む)	直営	破碎選別後 焼却 (廃蛍光灯、 廃乾電池は 除く)	432
			委託業者		988
			許可業者		261
			自己搬入		148
		粗大ごみ	直営	破碎選別後 焼却 (再利用分 は除く)	146
			委託業者		422
			自己搬入		673
		資源化物	直営	市長の指定 する施設へ 搬入	2,531
			委託業者		5,415
			許可業者		487
			自己搬入		457
	事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	許可業者	焼 却	32,723
			自己搬入		276
		燃やさないごみ 粗大ごみ	許可業者	破碎選別後 焼却	134
			自己搬入		1
		資源化物	許可業者	市長の指定 する施設へ 搬入	1,568
			自己搬入		3

	直接資源化 その他	資源化物 (缶、びん、紙)	集団回収	廃棄物再生 事業者へ搬 入	367
し尿及び浄 化槽汚泥	—	—	許可業者	市長の指定 する施設へ 搬入	6,016

4 ごみ減量・資源化計画

- ① 4R（リフューズ・不必要なものは断る、リデュース・減量する、リユース・再利用する、リサイクル・再資源化する）を基本理念に各種啓発事業を推進し、ごみの発生抑制と資源化を図る。
- ② 市が収集する家庭系のうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。
- ③ ごみステーションの門口及び分散化（数世帯グループ単位で排出場所指定）等を推進し、不法投棄の防止と分別の徹底を図る。
- ④ 紙、缶、びん、布、ペットボトル及び草木は、分別収集の徹底、集団回収等により資源化を図る。ただし、台風等災害時に大量に発生した草木については、サーマルリサイクルする。
- ⑤ 家庭用生ごみ処理機器購入助成により、生ごみの減量・資源化を図る。
- ⑥ トレーなどは、店頭回収しているスーパー等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。
- ⑦ 事業系ごみについては、事業者の自己処理責任に基づき、減量・資源化・適正処理の指導を徹底し、ごみの減量・資源化を図る。
- ⑧ 事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書含む）等の資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。
- ⑨ ごみ搬入時検査を定期的に実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。
- ⑩ 大規模事業所等を対象に、ごみ減量化計画の作成の指導を強化する。また、事業所訪問により、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別及び適正処理の指導を徹底し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

5 ごみの分別排出及び収集

(1) ごみの分別について

種 別	例 示
燃やすごみ	生ごみ、布きれ、紙くず、プラスチック、ゴム・皮革製品等
燃やさないごみ	金属類、陶磁器、ガラス類、小型電気製品等
粗大ごみ	家具類、寝具類、板切れ、金属・プラスチック類、ガスコンロ、資源化できない大きさの木・幹等
資源化物	缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木
有害・危険ごみ その他	蛍光管、割れガラス、カミソリ・カッター・刃物類等・乾電池

(2) 家庭系ごみ

- ① 家庭ごみは直営と委託業者により、市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。
- ② ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険及びその他ごみに分別して排出する。
 - ・ 収集するごみの種類及び収集日等は別表のとおりとする。
 - ・ 粗大ごみは電話申込により収集日を指定する。
- ③ 引っ越し等により多量に排出されるごみは、排出者自ら、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者により、処理施設に搬入しなければならない。
- ④ 空き地や墓地等の清掃に伴う草木は、自己搬入か自己処理（各自で持ち帰り、分別をして家庭から出す等で対応）しなければならない。

(3) 事業系ごみ

- ① 事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、事業者自ら処理するか、又は法第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬業者に依頼して処理しなければならない。
- ② 事業系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、紙及び草木の種類に分別して排出する。
- ③ 缶、びん、ペットボトル、紙及び草木の搬入は、市長の指示によるものとする。
- ④ 事業活動に伴い発生する草木は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、又は法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者に依頼して処理しなければならない。

6 一般廃棄物（ごみ）の処理体制

(1) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者

法第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者は、次のとおりである。

① 個人 43 人

許可番号	氏 名	所 在 地	許可番号	氏 名	所 在 地
3	栗國 重徳	那覇市首里末吉町 3-93-7	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
5	祖平 憲一	那覇市字宇栄原 557-9	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
6	伊佐 常福	浦添市宮城 5-8-1	38	村吉 常忠	浦添市勢理客 1-23-10-109
7	大城 保	那覇市港町 2-2-3	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	40	根間 朝一	那覇市古島 1-7-31
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	41	宮里 竹信	那覇市字真地 270
11	上原 弘和	那覇市宮城 1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301

14	根間 正吉	浦添市大平 1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
16	伊野波 盛堅	南風原町字宮平 426-12	47	新里 順政	南城市大里字大里 1624
17	上原 栄喜	浦添市西原 6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	49	根間 正明	那覇市字真嘉比 350-1
19	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	51	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
20	栗國 恒男	浦添市字経塚 811-60	53	吉浜 克実	那覇市松川 2-11-15
21	根間 喜代美	浦添市伊祖 1-22-3	54	前門 精和	那覇市松川 1-12-27
22	玉城 宏	南城市大里字高平 131-18	55	普 天 間 里 恵 子	南城市大里字高平 722-5
23	城間 幸子	那覇市字古島 347-2	60	上田 長廣	浦添市西原 4-5-1
24	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411	61	安元 良美	那覇市首里末吉町 3-50-1
25	平良 義勝	西原町字池田 371-22	62	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
26	玉城 正徳	南城市大里字大里 807	63	銘荊 茂信	南城市大里字古堅 1011-3
27	花城 利彦	南風原町字山川 449	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
28	兼浜 康喜	那覇市字国場 254 番地 1	65	金城 盛隆	浦添市伊祖 3-9-18
32	伊良波 哲	宜野湾市普天間 2-22-2			

② 法人 13 社

許可 番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459 番地 1
8	(有)タイラ衛生社	平良 博一	豊見城市字金良 28
31	(有)三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川 4-15-20
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171 番地の 1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井真 321-4
50	(株)共栄環境	下田 美智代	南風原町字大名 107-1
56	吉浜エコサービス (株)	吉濱 キヨ	那覇市首里末吉町 4-1-6
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59	(資)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 174 番地
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	那覇市字仲井真 294-3

③ 限定許可 1 人（特殊ごみ：産汚物等）

許可 番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良 28

④ 限定許可 6 社（自衛隊基地から排出される草木限定）

許可 番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
109	グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町 7-5
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
113	みなみ緑化	新垣 良信	糸満市字真壁 1195 番地 7

⑤ 限定許可 1 社（事業所から排出される草木限定）

許可 番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8

⑥ 限定許可 3 人、4 社（生ごみ限定）

許可 番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
121	(株)グリーンエイト	諸見里純子	八重瀬町字具志頭 1364
122	(資)オキスイ	宮城 明美	沖縄市知花 6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名 541
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
125	田里 崇和		豊見城市字伊良部 628-2
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宜次 218-1
127	(有)海邦ベンダー工業	神谷 弘隆	糸満市西崎町 5-14-9

⑦ 限定許可 2 社（スプリング入り限定）

許可 番号	会社名または氏名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
132	(有)琉球リサイクルセンター	稲福 勉	那覇市与儀 1-8-17

7 中間処理施設

(1) 焼却施設の概要（那覇市・南風原町環境施設組合の施設）

施設名	那覇・南風原クリーンセンター
所在地	南風原町字新川 650 番地
炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラ付）＋電気式灰溶融炉＋破碎選別設備
焼却能力	450 トン／日 (150 トン／24H×3 炉)
灰溶融炉	52 トン／日 (26 トン／日×2 炉)
破碎選別設備	39 トン／5H (そごみ 6 トン／5H、不燃ごみ 33 トン／5H)
発電容量	8, 000kw

(2) 資源化施設の概要

施設名	エコマール那覇リサイクル棟
所在地	南風原町字新川 655 番地
主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集袋機、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機等
処理能力	53t／日（ペットボトル 8t・スチール缶 11.5t・アルミ缶 1.5t びん類 16t・古布類 2t・草木 13t）

8 一般廃棄物最終処分場

(那覇市・南風原町環境施設組合の施設)

施設名	那覇エコアイランド（一般廃棄物海面最終処分場）
所在地	那覇市港町 4 丁目 3 番 6 の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107, 000 m ³
水処理施設処理能力	90 m ³ ／日
廃棄物埋立期間	平成 19 年度～平成 28 年度（概ね 10 年）
廃棄物埋立護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地盤改良

9 し尿・浄化槽汚泥の処理

(1) 処理体制

廃棄物の処理及び清掃に関する法第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により、収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

① 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可 番号	名 称	代 表 者	所 在 地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス 公社	糸数 明仁	那覇市曙 2-20-11

② 浄化槽清掃業者及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可 番号	名 称	代 表 者	所 在 地
2	那覇衛生管理サービス	大城 秀吉	那覇市与儀 2-4-7
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	アサヒ浄化槽清掃社	富本 祐昌	南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	糸数 明仁	那覇市曙 2-20-11

10 那覇市し尿等下水道放流施設

所在地	浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	2,249 m ²
処理能力	24 k l / 日（し尿 10kl、浄化槽汚泥 14kl）

11 細目について

市民に配布する「家庭ごみの正しい分け方・出し方」、事業所に配付する「事業系ごみの分け方・出し方」、その他チラシ、リーフレット等に記載する細目は、この告示に基づくものとみなす。

別 表(地域別ごみ収集曜日)

収集地域	燃やすごみ	燃やさないごみ 有害・危険ごみ その他	かん	ペット ボトル	びん	紙・布	草・木
①③	火・金曜日	第 2 第 4	月曜日	木曜日		水曜日	月曜日
④	月・木曜日		火曜日	金曜日		水曜日	火曜日
② ⑤ ⑦	火・金曜日		月曜日	水曜日	月曜日	木曜日	月曜日
⑥ ⑧ ⑨	月・木曜日		火曜日	水曜日	火曜日	金曜日	火曜日

収集地域	地名 (枝番・号は省略)
首 里	① 赤田町 1～3 丁目 赤平町 1～2 丁目 石嶺町 1～4 丁目 池端町 大中町 1～2 丁目 儀保町 1 丁目 儀保町 2 丁目 1～6 番地 儀保町 3 丁目 儀保町 4 丁目 19～24、 79-7・10・11・14 番地
	② 大名町 1～3 丁目 儀保町 2 丁目 (1～6 番地を除く) 儀保町 4 丁目 (19～24、 79-7・10・11・14 番地を除く) 末吉町 1～4 丁目
	金城町 1～4 丁目 久場川町 1～2 丁目 崎山町 1～4 丁目 寒川町 1～2 丁目 平良町 1 丁目 (県道 241 号線より城北小学校 側) 平良町 2 丁目 (9～18 番 地) 汀良町 1～3 丁目 当蔵町 1～3 丁目
	桃原町 1 丁目 (1～7 番 地) 桃原町 1 丁目 (10～25 番地) 鳥掘町 1～5 丁目 真和志町 1～2 丁目 山川町 1 丁目 (1～63 番 地) 山川町 2 丁目 (1、6、7-1・ 5・10 番地) 山川町 3 丁目 (1、4、7、 56、57、61 番地)
	桃原町 2 丁目 山川町 1 丁目 (64 番地以 上) 山川町 2 丁目 (1、6、7-1・ 5・10 番地を除く) 山川町 3 丁目 (1、4、7、56、 57、61 番地を除く)

真 和 志	③	字安里 388～410 番地 (安里交番の南側と安里橋通り北側の間)	字大道の県道 29 号線 (大道通り)より南側、 (128 ～ 129 、 172 ～ 172-8、172-10～173 番 地を除く)	字松川 (295～542、600、 601、602 番地を除く) 松川 1～3 丁目 三原 1～2 丁目
	④	字上間 上間 1 丁目 字国場 (与儀国場北線 より寄宮側を除く)	字古波蔵 古波蔵 2～4 丁目 字識名 識名 1～4 丁目 字仲井真 長田 1～2 丁目	繁多川 1～5 丁目 字真地 三原 3 丁目 字与儀 (372 番地以上) 与儀 2 丁目 寄宮 3 丁目
	⑤	字安里の県道 29 号線 (崇 元寺通り～大道通り)よ り北側 安里 1～3 丁目	字大道の県道 29 号線 (大 道通り)より北側 字古島 古島 1～2 丁目	字真嘉比 真嘉比 2～3 丁目 字松川 (295～542、600、 601、602 番地) 松島 1～2 丁目
	⑥	字安里 379～420 番地 (安 里交番の北側と大道大 通り南側の間) 字国場 (与儀国場北線よ り寄宮側)	字大道 (128～129、172～ 172-8、172-10～173 番 地) 壺屋 2 丁目	字与儀 (1～371 番地) 与儀 1 丁目 字寄宮 寄宮 1～2 丁目
本 庁	⑦	曙 1～3 丁目 字安謝 安謝 1～2 丁目 字天久 天久 1～2 丁目 泉崎 1 丁目 字上之屋 上之屋 1 丁目	おもろまち 1～4 丁目 久米 1～2 丁目 久茂地 1～3 丁目 辻 1～3 丁目 壺屋 1 丁目 泊 1～3 丁目 西 1～3 丁目 東町	前島 1～3 丁目 牧志 1～3 丁目 松尾 1～2 丁目 松山 1～2 丁目 港町 1～4 丁目 字銘苅 銘苅 1～3 丁目 若狭 1～3 丁目
	⑧	旭町 泉崎 2 丁目 奥武山町	楚辺 1～3 丁目	壺川 1～3 丁目 樋川 1～2 丁目 山下町
小 禄	⑨	赤嶺 1～2 丁目 安次嶺 字宇栄原 宇栄原 1～6 丁目	字小禄 小禄 1～5 丁目 金城 1～5 丁目 鏡原町 具志 1～3 丁目	高良 1～3 丁目 字田原 田原 1～4 丁目 宮城 1 丁目

那 覇 市 告 示 第 4 号

平成 25 年 4 月 1 日

平成 24 年（2012 年）12 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 899,067 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,164,540 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,122,251	千円 212,010	千円 14,334,261
	1 国庫負担金	8,633,091	140,889	8,773,980
	2 国庫補助金	5,489,160	71,121	5,560,281
4 療養給付費等交付金		2,313,572	187,592	2,501,164
	1 療養給付費等交付金	2,313,572	187,592	2,501,164
5 前期高齢者交付金		3,487,972	14,522	3,502,494
	1 前期高齢者交付金	3,487,972	14,522	3,502,494

6 県支出金		千円 2,554,126	千円 37,626	千円 2,591,752
	1 県補助金	2,119,452	36,238	2,155,690
	2 県負担金	434,674	1,388	436,062
9 繰入金		3,546,294	△5,665	3,540,629
	1 他会計繰入金	3,546,293	△5,665	3,540,628
10 諸収入		5,320,223	452,982	5,773,205
	3 雑入	5,317,212	452,982	5,770,194
歳 入 合 計		45,265,473	899,067	46,164,540

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 708,564	千円 △27,562	千円 681,002
	1 総務管理費	518,350	△27,562	490,788
2 保険給付費		25,723,422	481,330	26,204,752
	1 療養諸費	22,114,520	282,669	22,397,189
	2 高額療養費	3,270,389	172,855	3,443,244
	3 出産育児諸費	330,286	23,531	353,817
	4 葬祭諸費	8,225	2,275	10,500
3 後期高齢者 支援金等		5,069,112	2,595	5,071,707
	1 後期高齢者支 援金等	5,069,112	2,595	5,071,707
4 前期高齢者 納付金等		5,992	△718	5,274
	1 前期高齢者納 付金等	5,992	△718	5,274
6 介護納付金		2,270,008	△2,601	2,267,407
	1 介護納付金	2,270,008	△2,601	2,267,407
8 保健事業費		千円 357,048	千円 △12,376	千円 344,672

	1 特定健康診査等事業費	283,447	△13,391	270,056
	2 保険事業費	73,601	1,015	74,616
10 諸支出金		45,883	599,239	645,122
	1 償還金及び還付加算金	42,881	596,001	638,882
	2 繰出金	2	3,238	3,240
12 繰上充用金		3,300,000	△140,840	3,159,160
	1 繰上充用金	3,300,000	△140,840	3,159,160
歳 出 合 計		45,265,473	899,067	46,164,540

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限度額
特定健診及び特定保健指導支援システム導入事業（特定健診課）	平成24年度から平成29年度まで	26,948

那 覇 市 告 示 第 5 号

平成25年4月1日

平成24年（2012年）12月那覇市議会定例会で議決された平成24年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,274千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,643,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 14,475	千円 14,476
	1 繰越金	1	14,475	14,476
5 諸収入		5,166	4,799	9,965
	2 償還金及び還付加算金	5,050	4,799	9,849
歳 入 合 計		2,624,389	19,274	2,643,663

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,588,785	千円 14,949	千円 2,603,734
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,588,785	14,949	2,603,734
3 諸支出金		千円 5,051	千円 4,325	千円 9,376
	1 償還金及び還付加算金	5,050	4,170	9,220
	2 繰出金	1	155	156
歳 出 合 計		2,624,389	19,274	2,643,663

那 覇 市 告 示 第 6 号

平成 25 年 4 月 1 日

平成 25 年（2013 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 24 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,839 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,125,701 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 8,700	千円 △50	千円 8,650
	1 手数料	8,700	△50	8,650
3 国庫支出金		14,334,261	311,788	14,646,049
	1 国庫負担金	8,773,980	136,819	8,910,799
	2 国庫補助金	5,560,281	174,969	5,735,250
4 療養給付費等交付金		2,501,164	△420,447	2,080,717
	1 療養給付費等交付金	2,501,164	△420,447	2,080,717
6 県支出金		千円 2,591,752	千円 33,095	千円 2,624,847
	1 県補助金	2,155,690	33,095	2,188,785
7 共同事業交付金		7,495,812	27,699	7,523,511
	1 共同事業交付金	7,495,812	27,699	7,523,511
8 財産収入		2	236	238
	1 財産運用収入	2	223	225

	2 財産売却収入	0	13	13
9 繰入金		3,540,629	227,751	3,818,380
	1 他会計繰入金	3,540,628	227,751	3,818,379
10 諸収入		5,773,205	△268,911	5,504,294
	1 延滞金加算金及び過料	3,010	△350	2,660
	3 雑入	5,770,194	△268,561	5,501,633
歳 入 合 計		46,164,540	△38,839	46,125,701

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 681,002	千円 △17,421	千円 663,581
	1 総務管理費	490,788	△16,026	474,762
	2 徴税費	114,725	△515	114,210
	4 収納率向上特別対策事業費	40,611	△118	40,493
	5 医療費適正化特別対策事業費	34,242	△762	33,480
2 保険給付費		26,204,752	△11,727	26,193,025
	1 療養諸費	22,397,189	△42,026	22,355,163
	2 高額療養費	3,443,244	30,299	3,473,543
3 後期高齢者支援金等		千円 5,071,707	千円 0	千円 5,071,707
	1 後期高齢者支援金等	5,071,707	0	5,071,707
6 介護納付金		2,267,407	0	2,267,407
	1 介護納付金	2,267,407	0	2,267,407
8 保健事業費		344,672	△13,691	330,981
	1 特定健康診査等事業費	270,056	△13,691	256,365
10 諸支出金		645,122	4,000	649,122

	1 償還金及び還付加算金	638,882	4,000	642,882
歳 出 合 計		46,164,540	△38,839	46,125,701

第2表 債務負担行為補正
変 更

単位：千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
特定健診及び特定保健指導支援システム導入事業（特定健診課）	平成24年度から平成29年度まで	26,948	平成24年度から平成30年度まで	26,948

那 覇 市 告 示 第 7 号

平成25年4月1日

平成25年（2013年）2月那覇市議会定例会で議決された平成24年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成24年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,902千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,655,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 549,696	千円 11,902	千円 561,598
	1 一般会計繰入金	549,696	11,902	561,598
歳 入 合 計		2,643,663	11,902	2,655,565

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,603,734	千円 11,902	千円 2,615,636
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,603,734	11,902	2,615,636
歳 出 合 計		2,643,663	11,902	2,655,565

那 覇 市 告 示 第 8 号

平成 25 年 4 月 1 日

平成 25 年(2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 466,985 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134,764,073 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		40,572,094	411,216	40,983,310
	1 市民税	17,035,461	55,591	17,091,052
	2 固定資産税	19,529,836	201,435	19,731,271
	3 軽自動車税	502,971	△9,390	493,581
	4 市たばこ税	2,686,026	163,088	2,849,114
	5 特別土地保有税	3	△3	0
	7 事業所税	807,485	495	807,980
2 地方譲与税		691,514	△41	691,473
	3 特別とん譲与税	15,848	2,601	18,449
	4 航空機燃料譲与税	165,836	△2,642	163,194
3 利子割交付金		109,220	89,264	198,484
	1 利子割交付金	109,220	89,264	198,484
4 配当割交付金		41,178	△16,977	24,201
	1 配当割交付金	41,178	△16,977	24,201
5 株式等譲渡所得割交付金		7,552	△748	6,804
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,552	△748	6,804
6 地方消費税交付金		2,843,071	△41,699	2,801,372
	1 地方消費税交付金	2,843,071	△41,699	2,801,372

7 自動車取得税交付金		77,249	22,430	99,679
	1 自動車取得税交付金	77,249	22,430	99,679
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		295,182	△1,381	293,801
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	295,182	△1,381	293,801
9 地方特例交付金		80,762	△11,049	69,713
	1 地方特例交付金	80,762	△11,049	69,713
10 地方交付税		12,425,620	494,559	12,920,179
	1 地方交付税	12,425,620	494,559	12,920,179
12 分担金及び負担金		1,885,321	209	1,885,530
	2 負担金	1,885,320	209	1,885,529
13 使用料及び手数料		2,798,333	2,395	2,800,728
	1 使用料	2,226,224	△13,429	2,212,795
	2 手数料	572,109	15,824	587,933
14 国庫支出金		29,968,212	△165,755	29,802,457
	1 国庫負担金	25,545,524	△180,366	25,365,158
	2 国庫補助金	4,323,358	14,444	4,337,802
	3 委託金	99,330	167	99,497
15 県支出金		17,024,075	△367,758	16,656,317
	1 県負担金	5,650,973	△119,652	5,531,321
	2 県補助金	10,814,272	△210,663	10,603,609
	3 委託金	558,830	△37,443	521,387
16 財産収入		780,792	△157,380	623,412
	1 財産運用収入	285,111	38,079	323,190
	2 財産売却収入	495,681	△195,459	300,222
17 寄附金		1	5,300	5,301
	1 寄附金	1	5,300	5,301

18 繰入金		5,384,931	△688,060	4,696,871
	1 特別会計繰入金	48,817	2,894	51,711
	2 基金繰入金	5,336,114	△690,954	4,645,160
19 繰越金		3,051,595	155,267	3,206,862
	1 繰越金	3,051,595	155,267	3,206,862
20 諸収入		1,481,039	57,023	1,538,062
	1 延滞金加算金及び過料	122,467	11,184	133,651
	2 市預金利子	1,560	1,461	3,021
	3 貸付金元利収入	355,959	△6,666	349,293
	4 受託事業収入	16,402	△1,482	14,920
	5 雑入	984,651	52,526	1,037,177
21 市債		15,661,317	△253,800	15,407,517
	1 市債	15,661,317	△253,800	15,407,517
歳 入 合 計		135,231,058	△466,985	134,764,073

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		818,347	△607	817,740
	1 議会費	818,347	△607	817,740
2 総務費		16,064,061	638,348	16,702,409
	1 総務管理費	13,694,214	718,727	14,412,941
	2 徴税費	1,024,005	△887	1,023,118
	3 戸籍住民基本 台帳費	912,233	△11,093	901,140
	4 選挙費	292,439	△65,024	227,415
	5 統計調査費	46,490	△3,375	43,115
3 民生費		57,560,773	411,157	57,971,930
	1 社会福祉費	18,223,107	313,264	18,536,371
	2 児童福祉費	19,268,834	△395,484	18,873,350
	3 生活保護費	20,068,831	493,377	20,562,208
4 衛生費		8,982,364	△44,553	8,937,811
	1 保健衛生費	4,624,489	9,208	4,633,697
	2 清掃費	4,357,875	△53,761	4,304,114

5 労働費		389,044	22,593	411,637
	1 労働諸費	389,044	22,593	411,637
6 農林水産業費		202,994	3,306	206,300
	1 農業費	67,855	3,306	71,161
7 商工費		3,342,355	△23,092	3,319,263
	1 商工費	3,342,355	△23,092	3,319,263
8 土木費		16,197,864	△707,895	15,489,969
	2 道路橋りょう費	1,237,915	△14,402	1,223,513
	4 港湾費	986,962	△15,000	971,962
	5 都市計画費	8,303,821	△439,837	7,863,984
	6 住宅費	5,313,105	△238,656	5,074,449
9 消防費		3,134,625	△6,029	3,128,596
	1 消防費	3,134,625	△6,029	3,128,596
10 教育費		13,065,446	△476,758	12,588,688
	1 教育総務費	1,468,886	△3,492	1,465,394
	2 小学校費	3,271,319	△186,918	3,084,401
	3 中学校費	3,576,819	△184,158	3,392,661
	4 幼稚園費	1,386,005	△84,582	1,301,423
	5 社会教育費	1,343,515	△3,902	1,339,613
	6 保健体育費	2,018,902	△13,706	2,005,196
12 公債費		15,403,180	△283,455	15,119,725
	1 公債費	15,403,180	△283,455	15,119,725
歳 出 合 計		135,231,058	△466,985	134,764,073

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			58,903

	1 総務管理費		58,903
		戦争遺跡保存事業	1,484
		『なぐやけ』修復事業	4,935
		外国人向け情報多言語化事業	1,800
		保健所設置推進事業	40,709
		三大祭りを中心とした観光振興調査研究事業	9,975
3 民生費			466,047
	2 児童福祉費		466,047
		法人保育所新規等建設補助金	410,751
		認可外保育施設の環境整備事業	34,369
		宇栄原保育所建設事業	9,330
		泊保育所解体撤去事業	11,597
4 衛生費			160,868
	1 保健衛生費		20,557
		災害対策機器整備事業	17,298
		EV 車導入事業	3,259
	2 清掃費		140,311
		EV 車導入事業	7,340
		那覇市・南風原町環境施設組合負担金	108,854
		旧最終処分場広場整備事業	24,117
7 商工費			300,992
	1 商工費		300,992
		安心・安全なマチグラー地区実証実験事業	18,500
		一般事務費	4,208
		新たな観光案内所整備事業	236,650
		那覇市内観光周遊バス実証実験事業	41,634
8 土木費			5,998,619
	1 土木管理費		1,770

		狭あい道路整備事業	1, 770
	2 道路橋りょう費		209, 232
		道路維持事業	9, 000
		里道整備事業	7, 270
		道路新設改良事業（旧道路活力交付金）	64, 585
		道路新設改良事業（旧改築補助）	93, 902
		交流オアシス整備事業	6, 000
		橋りょう長寿命化修繕事業	28, 475
	4 港湾費		280, 504
		那覇港管理組合負担金（沖縄振興特別推進交付金）	280, 504
	5 都市計画費		3, 141, 617
		総合公共交通の推進事業	17, 388
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	12, 000
		まちづくり基礎調査（道路）	5, 000
		戦略的交通まちづくり推進事業	18, 689
		繰出金（土地区画整理事業特別会計）	125, 197
		街路整備事業（総合交付金）	2, 030, 733
		沖縄都市モノレール延長事業	25, 225
		公園文化財発掘調査	37, 811
		公園整備事業（防衛交付金）	14, 493
		公園整備事業（都市局）	788, 102
		都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	21, 824
		公園整備事業（単独）	17, 315
		緑の診断・生育事業（公共空間）	4, 830
		那覇市みどり実施計画事業	7, 875
		桜の名所づくり事業	4, 760
		中心市街地における公園再生事業	7, 159
		住居表示整備事業	3, 216
	6 住宅費		2, 365, 496

		市営住宅建替事業	16, 727
		久場川市営住宅建替事業	607, 915
		石嶺市営住宅建替事業	500, 478
		宇栄原市営住宅建替事業	694, 735
		大名市営住宅建替事業	545, 641
10 教育費			1, 081, 979
	2 小学校費		289, 087
		真嘉比小学校屋内運動場建設事業	230, 880
		泊小学校屋内運動場建設事業	58, 207
	3 中学校費		694, 696
		小禄中学校校舎建設事業	694, 696
	4 幼稚園費		57, 576
		泊幼稚園園舎建設事業	57, 576
	6 保健体育費		40, 620
		奥武山野球場人工芝整備等イベント対応機能強化事業	40, 620
合	計		8, 067, 408

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7 商工費			15,206		16,006
	1 商工費		15,206		16,006
		公設市場環境整備事業	15,206	公設市場環境整備事業	16,006
8 土木費	2 道路橋りょう費		182,189		196,929
		バス停上屋整備事業	49,500	バス停上屋整備事業	53,500
		歴史散歩道整備事業	132,689	歴史散歩道整備事業	143,429

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
障害者自立支援法指定事業所管理システム 使用料（障がい福祉課）	平成 24 年度から 平成 29 年度まで	4,410

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
地域人材育成事業（IT 産業の多様なニーズに対 応する人材育成事業） （商工農水課）	平成 25 年度	230,677	平成 25 年度	208,084
若狭公民館運営業務委託 事業（生涯学習課）	平成 24 年度か ら平成 27 年度 まで	34,098	平成 24 年度か ら平成 25 年度 まで	11,366
大名小学校給食調理場改 築事業（学校給食課）	平成 25 年度か ら平成 26 年度 まで	344,850	平成 25 年度か ら平成 26 年度 まで	9,719

3 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
市県民税賦課パンチ委託業務（市民税課）	平成 25 年度	200
与儀児童クラブ舎建築事業（設計・監理） 業務委託（子育て応援課）	平成 24 年度から 平成 25 年度まで	7,691

第4表 地方債補正

1 追 加

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の 方法	利 率	償 還 の 方 法
13 一般廃棄物 処理事業	34,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 （ 登 録 公 債 ）	年 5 % 以 内（ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率）	償還期間は、据置期 間を含め 30 年以内と する。 償還方法は、元利均 等、元金均等等による。 ただし、財政の都合 により、据置期間中 であっても繰上償還し、 償還年限を変更し、又 は借り換えることがで きる。
14 公営墓地施 設整備事業	65,800			
15 港湾事業	50,400			

2 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
5 道路整備事業	112,000	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償 還 期 間 は、据置期間を含め30年以内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	130,400	補正前に同じ		
6 都市計画事業	945,300				918,200			
7 都市公園整備事業	730,300				656,400			
9 消防施設整備事業	19,600				104,900			
10 教育施設整備事業	1,949,800				1,627,300			
12 補償金免除繰上償還に係る借換債	256,300	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年5%以内	償 還 期 間 は、3年以内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	171,400	補正前に同じ		

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 25 年 4 月 1 日

平成 25 年（2013 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市病院事業債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度那覇市の病院事業債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,775 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 216,157 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸収入		217,932	△1,775	216,157
	1 貸付金元利収入	217,932	△1,775	216,157
歳 入 合 計		217,932	△1,775	216,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費		217,932	△1,775	216,157
	1 公債費	217,932	△1,775	216,157
歳 出 合 計		217,932	△1,775	216,157

那覇市告示第 10 号

平成 25 年 4 月 1 日

平成 25 年(2013 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 9 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市一般会計補正予算(第 9 号)

平成 24 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 919,019 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,683,092 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		29,802,457	463,514	30,265,971
	1 国庫負担金	25,365,158	11,690	25,376,848
	2 国庫補助金	4,337,802	451,824	4,789,626
15 県支出金		16,656,317	8,000	16,664,317
	2 県補助金	10,603,609	8,000	10,611,609
18 繰入金		4,696,871	74,405	4,771,276
	2 基金繰入金	4,645,160	74,405	4,719,565
21 市債		15,407,517	373,100	15,780,617
	1 市債	15,407,517	373,100	15,780,617
歳 入 合 計		134,764,073	919,019	135,683,092

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		16,702,409	6,551	16,708,960
	1 総務管理費	14,412,941	6,332	14,419,273
	3 戸籍住民基本 台帳費	901,140	219	901,359
3 民生費		57,971,930	△4,081	57,967,849
	1 社会福祉費	18,536,371	100	18,536,471
	2 児童福祉費	18,873,350	△4,469	18,868,881
	3 生活保護費	20,562,208	288	20,562,496
7 商工費		3,319,263	49,920	3,369,183
	1 商工費	3,319,263	49,920	3,369,183
8 土木費		15,489,969	484,143	15,974,112
	2 道路橋りょう 費	1,223,513	37,000	1,260,513
	5 都市計画費	7,863,984	10,000	7,873,984
	6 住宅費	5,074,449	437,143	5,511,592
10 教育費		12,588,688	382,486	12,971,174
	2 小学校費	3,084,401	284,049	3,368,450
	3 中学校費	3,392,661	98,437	3,491,098
歳 出 合 計		134,764,073	919,019	135,683,092

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
7 商工費			49,920
	1 商工費		49,920
		地域経済循環創造事業(ナイトカルチャー等施設建設事業)	49,920
8 土木費			84,401
	2 道路橋りょう 費		36,600
		道路台帳更新事業	2,000

		道路維持管理事業	4,600
		道路ストック修繕事業	30,000
	5 都市計画費		39,632
		景観形成推進事業	1,000
		景観まちづくり推進事業	38,632
	6 住宅費		8,169
		市営住宅維持管理費	8,169
10 教育費			382,486
	2 小学校費		284,049
		前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業	53,681
		大名小学校校舎建設事業	230,368
	3 中学校費		98,437
		真和志中学校屋内運動場建設事業	98,437
合 計			516,807

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			3,228,663		3,682,815
	2 道路橋りょう費		64,585		71,585
		道路新設改良事業(旧道路活力交付金)	64,585	道路新設改良事業(旧道路活力交付金)	71,585
	5 都市計画費		2,055,685		2,068,550
		街路整備事業(総合交付金)	2,030,733	街路整備事業(総合交付金)	2,040,733
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	24,952	亜熱帯庭園都市の公園美化事業	27,817
	6 住宅費		1,108,393		1,542,680
		久場川市営住宅建替事業	607,915	久場川市営住宅建替事業	893,630
		石嶺市営住宅建替事業	500,478	石嶺市営住宅建替事業	649,050

第3表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
5 道路整備事業	130,400	普通貸借 又は証券 発行(登録 公債)	年5%以 内(ただ し、利率見 直し方式 で借り入 れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	償還期間 は、据置期 間を含め30 年以内とす る。 償還方法 は、元利均 等、元金均 等 等 によ る。 ただし、 財政の都合 により、据 置期間中 であっても繰 上償還し、 償還年限を 変更し、又 は借り換え ることができる。	131,800	補正前に 同じ		
6 都市計画事業	918,200				920,200			
8 市営住宅建設事業	1,100,700				1,230,900			
10 教育施設整備事業	1,627,300				1,866,800			

那覇市告示第 11 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市営住宅等の整備基準に関する規則第5条第2項等の規定に基づく市長が定める措置について次のように定めた。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 那覇市営住宅等の整備基準に関する規則(平成25年那覇市規則第28号。以下「規則」という。)第5条第2項の市長が定める措置は、原則として、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準を満たすこと。ただし、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすこと。
- 2 規則第5条第3項の市長が定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たすこと。
- 3 規則第5条第4項の市長が定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たすこと。
- 4 規則第5条第5項の市長が定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たすこと。
- 5 規則第6条第3項の市長が定める措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たすこと。
- 6 規則第7条の市長が定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこと。
- 7 規則第8条の市長が定める措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が各住戸が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすこと。

付 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市告示第 12 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、また医療保険の適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し、もって経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を行う夫婦に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（助成対象者）

第2条 本事業の対象者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、次の各号のいずれにも該当するもののうち、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がないか、又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

- （1） 夫又は妻のいずれか一方又は両方が那覇市内に居住しているもの
 - （2） 夫婦の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満であるもの
 - （3） 指定医療機関において特定不妊治療を受けたもの。ただし、申請に係る特定不妊治療の終了日が平成25年4月1日以降に限るものとする。なお、終了日とは、胚移植を行った日又は医師の判断により治療を中断した日をいうものとする。
- 2 所得の範囲は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）第2条を準用するものとする。
- 3 所得の額の計算方法については、政令第3条を準用するものとする。

（助成対象治療）

第3条 助成対象治療は、第5条の規定により市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において行った特定不妊治療とし、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き助成の対象とするものとする。ただし、次に掲げる治療法は、助成の対象としない。

- （1） 夫婦以外の第三者からの精子、卵子及び胚の提供による不妊治療
- （2） 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産するもの）
- （3） 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠でき

ない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し出産するもの)

(助成の額及び助成期間)

第4条 助成金の額は、一夫婦に対し、1回の治療につき当該夫婦が当該年度に指定医療機関に支払った不妊治療費の額と別表に定める助成額とを比較して少ないほうの額とするものとする。

2 申請は、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回までとし、本事業による助成を受けた年度の合計が5か年度、回数が10回を超えない範囲内で支給するものとする。

3 他の地方公共団体からこの要綱に基づく助成と同趣旨の助成を既に受けている場合は、この要綱に基づく助成を受けたものとみなして前項の規定を適用するものとする。

(助成の申請及び決定)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、治療が終了した日の属する年度内に、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 指定医療機関が発行する不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(第2号様式)

(2) 法律上の夫婦であること等を証明する書類

① 夫婦が同一世帯の場合 住民票謄本

② 夫婦が別世帯の場合 夫婦それぞれの住民票抄本又は戸籍謄本

(3) 夫及び妻の所得証明書

(4) 領収書(指定医療機関発行のもの)

2 前項第2号の書類は、個人情報目的外利用についての同意書(第3号様式。以下「同意書」という。)を提出した場合は、これに代えることができるものとする。

3 第1項第3号の証明書は、証明が必要な年度の1月1日に本市に住所を有した者が同意書を提出した場合は、これに代えることができるものとする。

4 市長は、要件を満たしていると認められるときには、不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書(第4号様式。以下「決定通知書」という。)により、要件を満たしていないと認められるときには、その理由を付した不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 本事業における実績報告は、申請書をもって代えるものとする。

(助成額の確定及び確定通知)

第7条 規則第13条に基づく助成額の確定及び確定通知書は、第5条第4項の決定通知書をもって代えるものとする。

(助成金の請求及び交付)

第8条 助成を行うことが決定した申請者は、不妊に悩む方への特定治療支援事業請求書(第6号様式)に口座振込依頼書を添付して、市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、申請者の指定する金融機関への振込みにより助成金を交付するものとする。

(指定医療機関の指定等)

第9条 事業の実施に当たり、市長は次に掲げる要件に基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする(以下「指定

医療機関」という。)。

- (1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針(平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添 3)を満たしている医療機関
 - (2) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関
 - (3) 治療によって妊娠の確認がされた後においても、妊娠から出産まで安心して医療を受けられる体制が必要であることから、出産等の母体・胎児管理を行う医師等への情報提供ができる医療機関
- 2 医療機関が指定医療機関の指定を受けようとするときは、不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定申請書(第 7 号様式。以下「指定申請書」という。)を市長に提出するものとする。
 - 3 市長は、指定申請書を受理した後、速やかに指定の可否の決定を行い、申請医療機関に対し、不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定書(第 8 号様式)を交付するものとする。
 - 4 指定医療機関は、特定不妊治療実施報告書(第 9 号様式)を年度末までに市長に提出するものとする。
 - 5 指定医療機関が、その名称、所在地若しくは実施する特定不妊治療の内容等を変更する場合、又は特定不妊治療を休止若しくは再開する場合については、不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関変更等届(第 10 号様式)により、市長に届けるものとする。
 - 6 指定医療機関が指定を辞退しようとする場合は、あらかじめ不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定辞退申出書(第 11 号様式)により、市長に申し出るものとする。
 - 7 市外に所在する医療機関については、医療機関の所在する地方公共団体が国の母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱(雇児発第 0823001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき指定を行っている場合は、本市の指定医療機関とみなすものとする。
 - 8 市長は、指定を行った医療機関について、指定年度を含め 4 年度以内に再審査を行うこととするものとし、指定医療機関に助成対象治療を担当させるにあたって著しく不当であると認められる事由があるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

(秘密の保持等)

第 10 条 指定医療機関は、対象者本人に与える精神的影響等を考慮し、秘密の保持については慎重に配慮しなければならない。

- 2 事業の関係者は、対象者に与える精神的影響等を考慮し、申請によって得られた情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、個人情報の取扱いについては、その保護に十分に配慮しなければならない。

(その他)

第 11 条 市長は、助成の状況を明確にするため、不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳(第 12 号様式)を備え付けるものとする。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

治療内容		助成額
A	新鮮胚移植を実施	150,000 円
B	凍結胚移植を実施	150,000 円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000 円
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000 円
E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	150,000 円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止	75,000 円

第1号様式(第5条関係)

不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

フリガナ 申請者氏名	()	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	〒 - 那覇市		
フリガナ 配偶者氏名	()	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所※1	〒 -		
過去にこの助成金を受けたことがありますか ない ・ ある → 過去 () 回受けた 助成金を受けた自治体は、 那覇市 ・ 沖縄県 ・ 他 ()			
上記のとおり、特定不妊治療費の助成を申請します。 届出者氏名 _____ 印 (連絡先 - -) 申請額 _____ 金 _____ 円 平成 年 月 日 那 覇 市 長 宛			

(添付書類)

1不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

2法律上の夫婦であること等を証明する書類

①夫婦が同一世帯：住民票謄本（続柄記載）※2

②夫婦が別世帯：戸籍謄本、夫婦それぞれの住民票抄本※2

3夫及び妻の所得証明書※2

4領収書（指定医療機関発行、原本提出）

※1 夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

※2 同意書（第3号様式）により、提出が不要になる場合があります。

※那覇市記入欄

申 請 受 付	年 月 日						住 基 所 得	夫	無 ・ 有								
決定（承認 ・ 不承認）	年 月 日							妻	無 ・ 有								
負 担 行 為 処 理	年 月 日							夫	無 ・ 有（円）								
受 給 者 番 号								妻	無 ・ 有（円）								

（裏面）

○不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金に関する説明

不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金は、市が行う審査を経て決定するものであり、申請書を受理したことにより助成金交付を保証するものではありません。

また、申請件数が助成予定件数を超えた場合、申請期間内であっても受付を終了することがあります。

○治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕

Ⅰ 治療から妊娠まで

(1) 患者（女性）の年齢

(2) 不妊の原因

(3) 治療の内容、妊娠の有無

Ⅱ 妊娠から出産まで

(4) 妊娠・出産の状況

(5) 生まれた子の状況

○以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

第2号様式(第5条関係)

受給者番号						
-------	--	--	--	--	--	--

不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

※医療機関記入欄（主治医が記入すること）

ﾌｶﾅ 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日	年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)	
今回の治療方法	A B C D E F (該当する記号に○をつけてください)		AまたはBの場合 1. 体外受精 2. 顕微授精 (該当する記号に○をつけてください)	
今回の治療期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
日本産婦人科学会 UMIN個別調査票 登 録 の 有 無	有 → 症例登録番号※1			無
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計 ※保険外診療に限る] 院外処方の有無 領収金額 円 (□有 □無)			

※1 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した患者識別番号を転記してください。

(注¹) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の

状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に

基づく一連の治療を行った場合）

C 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注²) 採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。

第3号様式(第5条関係)

同 意 書

不妊に悩む方への特定治療支援事業申請にかかる承認の決定のために必要な下記事項について、その情報を確認または照会することに同意します。

記

1. 世帯確認のための住民基本台帳の閲覧
2. 所得確認のための課税台帳の閲覧

那覇市長 宛

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 _____ 印

第4号様式(第5条関係)

指令 第 号
平成 年 月 日

申請者 殿

那覇市長 印

不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった特定不妊治療費の助成について承認することとし、下記金額を助成することを決定したので通知します。

助成することとした額 金 円

申請履歴

今年度	回目
通 算	年度目
合 計	回目

第5号様式(第5条関係)

指令 第 号
平成 年 月 日

申請者 殿

那覇市長 印

不妊に悩む方への特定治療支援事業不承認決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった特定不妊治療費の助成について、不承認としたので通知します。

不承認とした理由 のため

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申し立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第6号様式(第8条関係)

不妊に悩む方への特定治療支援事業請求書

金 _____ 円

ただし、平成 年 月 日付け 指令第 号による助成金交付決定(確定)による平成 年度不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金

(内訳)

交付決定（確定）額	前回までの受領済額	今回請求額	未請求額
円	円	円	円

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

那 覇 市 長 宛

第7号様式(第9条関係)

不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

(医療機関)

住 所

名 称

開設者名

印

那覇市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第9条第2項に基づき、指定医療機関の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

日本産科婦人科学会 登録状況	1 体外受精・胚移植及び配偶子卵管内移植の 臨床実施に関する登録	登録 年 月
	2 顕微授精の臨床実施に関する登録	登録 年 月
	3 ヒト胚及び卵の凍結保存と移植に関する 登録	登録 年 月
凍結保存管理施設の 有無	いづれかに○を記入 有 ・ 無	

第8号様式(第9条関係)

第 号
平成 年 月 日

那覇市長 印

不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定書

平成 年 月 日付け第 号による申請について、不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関として指定します。

記

- 1 指定する医療機関の名称
- 2 指定する医療機関の所在地

第9号様式(第9条関係)

特定不妊治療実施報告書

那覇市長 宛

平成 年1月1日から平成 年12月31日までの間に治療を終了した症例について、次のとおり報告します。

平成 年 月 日

医療機関の名称及び所在地
〒

報告者氏名 _____

1 不妊治療の実施の有無

(1) 体外受精について(実施した・実施しなかった)

(2) 顕微授精について(実施した・実施しなかった)

2 実施報告について

	体外受精	顕微授精
患者総数		
治療周期総数		
採卵総回数		
移植総数		
妊娠数※1		
流産数		
多胎妊娠数		
双胎		
三胎		
四胎		
五胎以上		
生産分娩数※2		
出生時数※3		
妊娠後経過不明数※4		

※1 この場合、妊娠とは胎嚢が確認された症例を指し、妊娠反応のみの陽性の症例は含まない。

※2 多胎のうち1児でも生産したものは生産分娩とする。

※3 体外受精や顕微授精によって出生(出産)した児の総数(報告日現在)

※4 妊娠が確認されたが、妊娠経過を追跡できず、その帰結が不明であるもの。

第10号様式(第9条関係)

第 号
平成 年 月 日

那覇市長 宛

(指定医療機関)

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関変更届

那覇市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第9条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

医療機関	名 称	
	所在地	
変更事項		
変更年月日		年 月 日
変更理由		

第11号様式(第9条関係)

第 号
平成 年 月 日

那覇市長 宛

(指定医療機関)

住所

氏名

印

〔 法人にあっては、所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

不妊に悩む方への特定治療支援事業医療機関指定辞退申出書

那覇市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

医療機関	名 称	
	所在地	
変更事項		
指定を辞退する 年月日		年 月 日
辞退する理由		

第12号様式(第11条関係)

不妊に悩む方への特定治療支援事業台帳

受給者番号								続柄	生 年 月 日
申請者氏名								夫・妻	年 月 日（ 歳）
住 所	〒 那覇市							電話	（ ）
配偶者氏名								夫・妻	年 月 日（ 歳）
住 所※	〒							電話	（ ）
備 考									

申請受理 年月日	申請額	(承認・不承認) 決定年月日	助成額	医 療 機関名	治療期 間	症例登 録番号 の有無	備考
					開始 終了		
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					
		(承認・不承認)					

※夫婦の住所が異なる場合に記入する。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいう。

那 覇 市 告 示 第 13 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

第 1 目 的

この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 21 条の 5 の規定に基づき那覇市が実施する、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的とする。

第 2 対 象 者

本事業の対象者は、那覇市に居住する者で、児童福祉法第 21 条の 5 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成 17 年厚生労働省告示第 23 号。以下「基準告示」という。)により厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている 18 歳未満の児童(18 歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には 20 歳到達までの者を含む。)であって、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が基準告示により定める程度であるものとする。

第 3 実 施 方 法

1 医 療 機 関

本事業は、市長が第 2 に定める疾患の治療研究を行うに適切な医療機関(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に規定する指定訪問看護事業者を含む。以下同じ。)を選定して本事業を委託し、その医療機関に対し事業を実施するために必要な費用を支弁するものとする。

2 医 療 給 付 の 申 請 に つ い て

(1) 医 療 給 付 の 申 請

- ① 本事業の実施は、医療の給付を受けようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)からの申請に基づき行うものとする。
- ② 申請者は、小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請書(第 1 号様式。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - ア 小児慢性特定疾患医療意見書(以下「医療意見書」という。)
 - イ 意見書の研究利用についての同意書(第 2 号様式)
 - ウ 当該申請に係る児童の属する世帯全員の住民票。ただし、市長が住民基本台帳を確認することに同意し、小児慢性特定疾患世帯調書(第 3 号様式)を提出した場合はこれに代えることができるものとする。
 - エ 受給者の健康保健被保険者証の写し又は生活保護受給を確認できるもの

オ 生計中心者の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し。なお、ここでいう生計中心者とは、当該児童の生計を主として維持する者とする。

(2) 重症患者の申請

① 8の(2)により、一部自己負担を生じない患者(以下「重症患者」という。)の認定を受けようとする場合は、その保護者は小児慢性特定疾患重症患者認定申請書(第4号様式)に医療意見書を添えて市長に申請するものとする。

② 市長は、重症患者認定の申請者に対し、児童の身体障害者手帳の写しなど重症患者の認定審査に必要と思われる資料の提出を求めることができる。

(3) 訪問・指導

保健所長は療養上必要と認める時、医師、保健師、その他の職員をして対象者、保護者を訪問させ必要な指導を行わせるものとする。

3 対象患者の認定

(1) 対象患者の認定

市長は、申請者からの申請を受理したときは、できるだけ速やかに那覇市小児慢性特定疾患対策協議会規則に定める那覇市小児慢性特定疾患等対策協議会に意見を求め、基準告示に従い適正に認定するものとする。

(2) 重症患者の認定

市長は、(1)により対象患者の認定を行う際に、併せて重症患者に該当するか否かを別表1に定める基準に従い審査するものとする。

4 受給者証の交付等

(1) 交付

市長は、対象患者を認定したときは、速やかに8による一部負担額の有無に応じ、小児慢性特定疾患医療受給者証(第5号様式。以下「受給者証」という。)を申請者に交付するとともに医療機関に通知し、認定しなかったときは、小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請不承認通知書(第6号様式)により申請者及び医療機関に通知するものとする。この場合において、市長は、重症患者に認定された対象患者及び血友病患者(先天性血液凝固因子障害等治療研究事業(平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」に基づく事業をいう。)の対象とされている疾患にかかっている患者を含む。以下同じ。)に対して交付する受給者証については、医療費の一部自己負担が生じない旨を記載するものとする。

(2) 有効期間

① 受給者証の有効期間の始期は、交付申請書の受理日とし、終期は原則として受理日から1年以内とする。

② 重症患者認定の効力は、当該患者の受給者証の有効期間内に限るものとする。したがって、引き続き重症患者の認定を受けようとする場合は、受給者証の更新に併せて重症患者認定を受けなければならない。

③ 既に受給者証を所持している者が重症患者に認定された場合においては、当該認定の効力は、重症患者認定申請書の受理日の属する月の翌月の1日から発生するものとする。

(3) 変更の届出

申請者は、氏名、住所、加入医療保険又は診療を受ける医療機関等を変更したときは、その都度、小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請事項変更届(第7号様式。以下「変更届」という。)に受給者証を添えて速やかに市長に届け出るものとする。

(4) 医療機関の追加

申請者は、診療を受ける医療機関の追加を必要とするときは、診療を受ける前に小児慢性特定疾患医療機関追加申請書(第 8 号様式)に受給者証を添えて市長に申請しなければならない。

(5) 返納

申請者は、対象患者が治癒、死亡又は市外転出等により小児慢性特定疾患医療受給者資格を喪失したときは、小児慢性特定疾患医療受給者証返納届(第 9 号様式)に受給者証を添えて速やかに市長に届け出るものとする。

(6) 提示

対象者が医療の給付を受けるときは、健康保険証とともに受給者証を医療機関等に提示するものとする。

(7) 受給者証の再交付

① 受給者証を破損し、若しくは著しく汚損し、又は亡失したことにより再交付を受けようとする者は、小児慢性特定疾患医療受給者証再交付申請書(第 10 号様式)により市長に申請し、受給者証の再交付を受けるものとする。

② 受給者証の再交付を受けた者は、紛失した受給者証を発見したときは、遅滞なく、これを市長に返納しなければならない。

6 医療の給付

(1) 医療の給付は、現物給付によることを原則とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合にのみ、現物給付に代えてその費用を支給するものとする。

(2) 前号ただし書きの医療の給付を受けようとする者は、小児慢性特定疾患療養費請求書(第 11 号様式)又は小児慢性特定疾患(補装具)治療用装具請求書(第 12 号様式)に小児慢性特定疾患治療用装具着用証明書(第 13 号様式)を添付して市長に請求するものとする。

7 費用

(1) 医療機関は、本事業に要する費用を市長に請求するものとする。

(2) 前号の費用の額は、「診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)」、「入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 67 号)」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 496 号)」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに 8 に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額(以下「一部負担額」という。)を控除した額とする。

8 一部負担額

(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は、次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額がそれぞれ別表 2 に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超過額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。

- ① 入院 同一の医療機関ごとに、1 か月につき、別表 2 の「入院」欄に定める額を限度とする額。
- ② 入院以外 同一の医療機関ごとに、1 か月につき、別表 2 の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。
- (2) 別表 1 に掲げる一定の基準に該当する者(以下「重症患者」という。)については、第 1 号に関わらず、一部負担額の支払いを要しないものとする。
- (3) 血友病患者の対象とされている疾患にかかっている患者を含む。以下同じ。)については、その置かれている特別な立場にかんがみ、一部負担額の支払いを要しないものとする。

9 治療研究期間

治療研究期間は、同一患者につき原則として1年以内とする。ただし、必要と認められる場合には、その期間を延長することができるものとする。

10 更新

申請者は、受給者証の有効期間が終了した後も継続して医療の給付を受けようとするときは、小児慢性特定疾患受給者証更新申請書(第 14 号様式)に、医療意見書等関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

第 4 診療報酬

医療費の公費負担の審査及び支払いについては、原則として社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託するものとし、支払方法等については別途委託契約書において定めるものとする。

第 5 高額療養費に係る取扱いについて

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成 21 年政令第 135 号)、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 21 年厚生労働省令第 108 号)等により、当該事業による医療に関する給付の対象療養を受けることについて保険者の認定を受けた者の高額療養費の支給においては、所得区分に応じた算定基準額を適用するものとする。

1 所得区分の認定における必要書類

申請者は、対象患者が加入する医療保険の保険者に高額療養費に係る所得区分の認定を受けるため、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 対象者の健康保険証の写し
- (2) 医療保険上の所得区分に関する情報を保険者が市長に情報提供することに関する同意書(第 15 号様式。以下「医療保険者への所得区分照会に関する同意書」という。)
- (3) 保険者が対象者の所得区分の認定を行うために必要な書類。なお、重症患者に係る所得区分の認定を行うために必要な書類については、市長が本人の同意を得た上で、本人に代わって当該患者の居住地の市町村に対し交付を求めることができる。

2 所得区分の認定

市長は、対象者が所得区分の認定を受けるため、保険者に対し、医療保険者への所得区分照会に関する同意書、所得区分の認定に必要な書類等を送付し、連絡等を行うとともに、保険者が当該対象者に対し認定した所得区分について記載した受給者証を交付するものとする。

なお、前年度の住民税課税情報に基づく医療保険の所得区分における認定の有効期限が7月末とされていることから、被用者保険及び国民健康保険組合の加入者に

については、受給者証の有効期間内であっても、所得区分の更新申請を7月早期に行わせることとし、市長は7月下旬までに所得区分の認定に必要な書類等を保険者に到達するよう送付し、連絡等を行うこととする。

第6 台帳

市長は、本事業の実施状況を把握するため小児慢性特定疾患医療受給者証交付台帳を整備するものとする。

第7 個人情報の取扱い

本事業の関係者は、患者等に与える精神的影響と、その病状に及ぼす影響を考慮して、治療研究によって知り得た事実の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人が特定されうるものにかかる情報（個人情報）の取扱いについては、その保護に十分に配慮しなければならない。

第8 調査及び報告

- 1 市長は、委託医療機関等に対し、この事業の実施に必要な調査を行い、報告を求めることができる。
- 2 委託医療機関は、前項の調査及び報告に協力しなければならない。
- 3 市長は、必要に応じて厚生労働大臣に対し治療研究に関する報告を行うものとする。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

小児慢性特定疾患重症患者認定基準

1 すべての疾患に関して、次に掲げる症状のうち、1つ以上が長期間（おおむね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの、両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の用を全く廃したもの）
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の機能を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横すわりのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したものの、四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

2 1に該当しない場合であって、各疾患群に関して以下の項目に該当する場合

疾患群	該当項目
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達・知能指数は20以下、又は1歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの

別表2

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額	
		入院	外来
A	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
C	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
H	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

(備考)

- 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度(7月1日から翌年の6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。
- この表の「所得税課税年税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第78条第2項第1項、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
 - 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
- 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。
- 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

第1号様式

（新 規）

小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請書

平成 年 月 日	
那 覇 市 長 宛	
申請者氏名 _____	
受給者との続柄 _____ 父 ・ 母 ・ その他 _____	
印 (_____)	
下記のとおり、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を申請します。	
申請の種別	新規申請 ・ 転入 (_____ 県・市からの転入) ※転入前の受給者証発行自治体を記入
受給者	ふりがな 氏 名 _____
	生年月日 平成 年 月 日 (_____ 歳)
	性別 男 ・ 女
	住所 (〒 _____) (TEL _____) 那覇市
健康保険	被保険者氏名 _____ 児童との続柄 _____ 保 険 種 別 _____ (_____)
生計中心者氏名	_____ 児童との続柄 _____
同一生計内で受給者証の交付を受けている者 _____ 無 ・ 有 (氏名 _____)	
疾病名	_____ ※疾病分類番号 _____
医療機関所在地	_____
医 療 機 関 名	_____
小児慢性特定疾患児手帳	☐ 交付を希望する ・ ☐ 希望しない
※所得税の証明書類を提出せず、自己負担限度額の階層区分が（H）になることを了承する方のみ記入。 ☐ 自己負担限度額が最高ランクの（H）になることを了承します。 氏名 _____ 印	

※こちらは記入しないでください。（※那覇市記入欄）

受 給 者 番 号		承 認 期 間	
_____		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 まで	
課 税 状 況	所得税 (非課税 ・ 課税 円) 住民税 (非課税 ・ 課税)	階 層 区 分 A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ G ・ H ・ 1/10	受 付 印
	住 基 CD 無 ・ 有 _____	適用区分 A ・ B ・ C	

保 険 者		記号・番号		
-------	--	-------	--	--

- 【注意】1. 医療給付の始期は、申請書を受理した日（保健所の窓口で受付を済ませた日）からとなりますので、すみやかに申請してください。
2. 裏面の「意見書の研究利用についての同意書」も、ご記入をお願いします。
3. 階層区分等の判定のために市県民税課税状況等を照会させていただきます。個人情報を判定以外の目的に使用することはありません。

第1号様式

(更 新)

受 付 印

郵送時宛名部分
(窓あき封筒)バーコード
(受給者番号)

那覇市長 宛

平成 年 月 日
申請者 住所

氏名

受診者との続柄 父 ・

母 ・ その他 ()

※申請者本人の記名押印又は自筆による署名のいずれかによること

小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請書

次のとおり、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を申請します。

受 給 者	疾病名					
	ふりがな 氏 名		生 年 月 日	平成 年 月 日 (歳)	性別	男 女
	住 所	(〒 -) 那覇市	電 話	- -		
	健康 保険	被保険者氏名			児童との続柄	
	保 険 種 別	□健保 □国保 □共済 □生保 □その他 ()				
	生 計 中 心 者 氏 名			児童との続柄		
※所得税の証明書類を提出せず、自己負担限度額の階層区分が（H）になることを了承する方のみ記入 ☐ 自己負担限度額が最高ランクの（H）になることを了承します 氏名 印						
同一生計内で受給者証の交付を受けている者				無 ・ 有 (氏 名)		
受 診 医 療 機 関	①	名 称 所在地	左記の医療機関について 1. 更新する ・ 2. 更新しない 印			
	②	名 称 所在地	左記の医療機関について 1. 更新する ・ 2. 更新しない 印			
小児慢性特定疾患児手帳		交付を ☐ 希望する ・ ☐ 希望しない				
※こちらは記入しないでください。(※那覇市記入欄)						
受 給 者 番 号		承 認 期 間				

88

第2号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

住 所

受診者氏名

申請者氏名

印

意見書の研究利用についての同意書

私は、小児慢性特定疾患治療研究事業申請に当たり、提出した意見書が小児慢性疾患研究の基礎資料として使用されることに同意します。

《同意のお願い》

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の小児の慢性疾患の治療研究を推進するため、患者さんの治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

本申請書に添付された意見書は、この事業の対象となるかどうかの判定に用いられると同時に、当該疾患の研究のための基礎資料として使用されますので、このことに同意された上で、小児慢性特定疾患治療研究事業の申請を行ってください。

また、意見書の使用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

第3号様式

小児慢性特定疾患世帯調書

受給者（児童） の属する世帯構成	氏 名	本人との続柄	性 別	生年月日	備 考
		本人	男 ・ 女		
		父	男		別居（住所）
		母	女		別居（住所）
			男 ・ 女		別居（住所）
			男 ・ 女		別居（住所）
			男 ・ 女		別居（住所）
扶養義務者 世帯外の			男 ・ 女		別居（住所）
			男 ・ 女		別居（住所）

(備考)

- 1 本人と生計を同じくしている人を別居の場合も含めて全員記入してください。なお、世帯員や世帯外の扶養義務者が那覇市外に在住の場合は、市で確認ができないため、住民票等の提出が必要となります。
- 2 本人以外の児童が小児慢性特定疾患の給付中又は申請中のときは備考欄に記入してください。
- 3 世帯外扶養義務者欄は、世帯構成員以外で現に本人を扶養している人がいる場合にのみ記入し、備考欄に住所を記入してください。
- 4 扶養義務者とは、父・母・祖父母・養父母・兄弟姉妹のほか、家庭裁判所で扶養義務を負わされたおじ・おば等です。
- 5 申請後に住所の変更、扶養義務者の変更などがありましたら、那覇市保健所に届け出てください。

私は、那覇市が小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請に係る受給者の属する世帯の住民票記載事項等を確認することに同意します。

なお、提出した世帯調書に基づき、那覇市が確認を行った結果、相違があり、書類に不備が生じた場合は、必要な書類等を提出します。

平成 年 月 日

申請者氏名 _____ 印

※申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかによること。

第4号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

申請者住所

氏名

印

小児慢性特定疾患重症患者認定申請書

次のとおり、重症患者の認定を申請します。

疾 患 名			
障 害 等 の 状 態	重症患者認定基準に該当する障害の長期継続の状態		
	基 準 ①	☐ 眼	
		☐ 聴器	
		☐ 上肢	
		☐ 下肢	
		☐ 体幹・脊柱	
		☐ 肢体の機能	
	基 準 ②	☐ 悪性新生物	
		☐ 慢性腎疾患	
		☐ 慢性呼吸器疾患	
		☐ 慢性心疾患	
		☐ 先天性代謝異常	
		☐ 神経・筋疾患	
	☐ 慢性消化器疾患		
添付する 証明書類	1. 小児慢性特定疾患医療意見書 2. 障害年金証書の写し 3. 身体障害者手帳の写し 4. その他		
受給者番号(※新規申請の場合は記入不要)			

(注)障がい等の状態について記入し、添付する証明書類に○を付してください。

第5号様式

表面

小児慢性特定疾患医療受給者証 一部自己負担あり								
公費負担番号	5	2	4	7	6	0	2	5
公費負担医療の 受 給 者 番 号								
受 給 者	氏 名							
	生年月日	年 月 日生					男・女	
	居 住 地							
病 名								
有 効 期 限		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで						
受診 医療 機関	所 在 地							
	名 称							
保 険 者 名								
被保険者証の 記号・番号					適 用 区 分			
月額自己負担限度額		外来 円			入院 円			
那 覇 市 長 印								
交付年月日		平成 年 月 日						

裏面

小児慢性特定疾患治療研究事業

（目的）

児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るために、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的としています。

注意事項

- 1) この証を交付された方は、標記の疾患について保険診療を受けた場合、この証の表面に記載された金額を限度とする患者一部負担額を医療機関に対して支払うことになります。ただし、院外処方による薬局での保険調剤及び訪問看護については、一部負担はありません。
- 2) 本事業の対象となる医療は、受給者証に記載された疾患及び当該疾患に附随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3) 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出して下さい。
- 4) 氏名、居住地、加入している医療保険又は医療機関に変更があったときは、速やかに、那覇市長へその旨を届け出てください。
また、市外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事（市長）に提出してください。
- 5) 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに那覇市長に返還してください。
- 6) この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、那覇市長にその旨を届け出てください。
- 7) この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期限内に所定の手続きを行ってください。
- 8) その他小児慢性特定疾患の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡してください。

《お問い合わせ先》

那覇市保健所 地域保健課

-

-

第5号様式

表面

小児慢性特定疾患医療受給者証 一部自己負担なし								
公費負担番号	5	2	4	7	6	0	2	5
公費負担医療の 受 給 者 番 号								
受 給 者	氏 名							
	生年月日	年 月 日生						
	居 住 地							
病 名								
有 効 期 限		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで						
受診 医療 機関	所 在 地							
	名 称							
保 険 者 名								
被保険者証の 記号・番号						適 用 区 分		
月額自己負担限度額		外来 円				入院 円		
那 覇 市 長 印								
交付年月日		平成 年 月 日						

裏面

小児慢性特定疾患治療研究事業

（目的）

児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るために、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行うことを目的としています。

注意事項

- 1) この証を交付された方は、標記の疾患について保険診療を受けた場合、その自己負担分を支払う必要はありません。
- 2) 本事業の対象となる医療は、受給者証に記載された疾患及び当該疾患に附随して発現する傷病に対する医療に限られています。
- 3) 保険医療機関等において診療を受ける場合、被保険者証、組合員証に添えて、この証を必ず窓口に提出して下さい。
- 4) 氏名、居住地、加入している医療保険又は医療機関に変更があったときは、速やかに、那覇市長へその旨を届け出てください。
また、市外へ転出する場合において、転出後も本証の交付を受けたい場合は、転出日の属する月の翌月の末日までに本証の写しを転出先の都道府県知事（市長）に提出してください。
- 5) 治癒、死亡等で受給者の資格がなくなったときは、この証を速やかに那覇市長に返還してください。
- 6) この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、那覇市長にその旨を届け出てください。
- 7) この証の有効期間満了後も引き続き継続を希望する場合には、必ず有効期限内に所定の手続きを行ってください。
- 8) その他小児慢性特定疾患の医療の受給に関しての問い合わせは、下記に連絡してください。

《お問い合わせ先》

那覇市保健所 地域保健課

-

-

第6号様式

		指令	第	号
			年	月
				日
申請者	住所			
	氏名	様		
		那覇市長	印	
小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請不承認通知書				
年 月 日付け申請のあった小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請については、下記の理由により不承認と決定したので通知します。				
記				
[理 由]				

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第7号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

届出者氏名

印

小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請事項変更届

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

受 給 者 番 号	ふりがな			公費負担番号	
	氏 名			52476025	
	生年月日	平成 年 月 日	公費負担医療の 受 給 者 番 号		
	住 所	(電話 — —)			
医療機関名					
届 出 者	氏 名		受給者との続柄		
	住 所	(電話 — —)			
変 更 項 目		変 更 事 項			
		変 更 前	変 更 後	変更日	

第8号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

申請者氏名

印

小児慢性特定疾患医療機関追加申請書

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

受 給 者	ふりがな			公 費 負 担 者 番 号	
	氏 名			52476025	
	生年月日	平成 年 月 日		公 費 負 担 医 療 の 受 給 者 番 号	
	住 所				
申 請 者	氏 名		受給者との続柄		
	住 所	(電話)			
医療機関名及び 所在地		主となる医療機関（現行）		追加する医療機関	
医療機関追加の理由（該当する番号に○）					
1 他の専門科での治療（小児慢性特定疾患に関する）を必要なため。					
2 平素治療を受けている医療機関の他に、精密検査等を受ける医療機関が必要なため。					
医師の意見（他医療機関での受療・検査等の必要性）					
[医師氏名 印]					

第9号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

返納者住 所

氏 名

印

(受給者との続柄：)

小児慢性特定疾患医療受給者証返納届

次の理由により小児慢性特定疾患医療受給者証を返納します。

【返納理由】

- ☐ 市外転出
☐ 治癒・軽快
☐ 死亡
☐ その他
()

この欄に「医療受給者証」をのりづけ

第10号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

申請者氏名

印

小児慢性特定疾患医療受給者証再交付申請書

次のとおり小児慢性特定疾患医療受給者証の再交付を申請します。

受 給 者	ふりがな		公費負担者番号	52476025					
	氏 名		公費負担医療の 受 給 者 番 号						
	生年月日	平成 年 月 日							
	住 所	(電話 - -)							
申 請 者	氏 名		受給者との続柄						
	住 所	(電話 - -)							
再 交 付 を 申 請 す る 理 由	☐ 破損 ☐ 汚損 ☐ 亡失								

第11号様式

小兒慢性特定疾患療養費請求書

那 覇 市 長 宛 印	平成 年 月 日 請求者 住 所 氏 名 受給者との続柄（ ）																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">口座振替申立表示</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">銀行名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">銀行 支店</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">預金の種類</td> <td style="text-align: center;">普 通 ・ 当 座</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口座名義</td> <td></td> </tr> </table>	口座振替申立表示		銀行名	銀行 支店	預金の種類	普 通 ・ 当 座	口座番号		口座名義																																	
口座振替申立表示																																											
銀行名	銀行 支店																																										
預金の種類	普 通 ・ 当 座																																										
口座番号																																											
口座名義																																											
※決定金額 円																																											
小児慢性特定疾患治療研究事業における療養費を、下記のとおり請求します。																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">受給者氏名</td> <td style="width: 30%;">公費負担医療の受給者番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>保険者負担</td> <td>高額療養費特例の適用(1万円負担)</td> <td>☐有 ☐無</td> </tr> </table>		受給者氏名	公費負担医療の受給者番号		保険者負担	高額療養費特例の適用(1万円負担)	☐ 有 ☐ 無																																				
受給者氏名	公費負担医療の受給者番号																																										
保険者負担	高額療養費特例の適用(1万円負担)	☐ 有 ☐ 無																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年 月 分</th> <th style="width: 15%;">入 外 区 分 (診療日数)</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">当該疾病に係る 総 医 療 点 数</th> <th style="width: 20%;">自 己 負 担 額</th> <th style="width: 25%;">※ 療 養 費 決 定 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入院・外来 (日)</td> <td style="text-align: center;">診療分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食事分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入院・外来 (日)</td> <td style="text-align: center;">診療分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食事分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年 月</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">入院・外来 (日)</td> <td style="text-align: center;">診療分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">食事分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年 月 分	入 外 区 分 (診療日数)		当該疾病に係る 総 医 療 点 数	自 己 負 担 額	※ 療 養 費 決 定 金 額	年 月	入院・外来 (日)	診療分				食事分				年 月	入院・外来 (日)	診療分				食事分				年 月	入院・外来 (日)	診療分				食事分				計					
年 月 分	入 外 区 分 (診療日数)		当該疾病に係る 総 医 療 点 数	自 己 負 担 額	※ 療 養 費 決 定 金 額																																						
年 月	入院・外来 (日)	診療分																																									
		食事分																																									
年 月	入院・外来 (日)	診療分																																									
		食事分																																									
年 月	入院・外来 (日)	診療分																																									
		食事分																																									
計																																											
上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 医療機関の所在地 名 称 代表者																																											
印																																											

(申請者の方へ) ・請求者氏名と口座名義人は、必ず同一にしてください。

・領収済証明を医療機関で記入してもらい、領収書の写しと振込先通帳の表の写しを添付して、保健所へ提出してください。

(医療機関の方へ)・証明していただく医療費は、対象疾病に係る医療費に限ります。

・入院の場合は、診療分と食事療養費分を別掲でご記入ください。

・太枠※ の中は記入しないでください。

第12号様式

小児慢性特定疾患(補装具)治療用装具請求書

平成 年 月 日	
那 覇 市 長 宛	
請求者 住 所 氏 名 受給者との続柄（ ）	
印	
口座振替申立表示	
銀行名	銀行 支店
預金の種類	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義	
※決定額 円	
小児慢性特定疾患治療研究事業における治療用装具に要した費用として、下記のとおり請求します。	
受 給 者 の 氏 名	公費負担者番号 52476025
保 護 者 の 氏 名	受 給 者 番 号
治療用装具の名称	
治療用装具交付年月日	
治療用装具総額 A	円
医療保険給付額 B	円
請 求 金 額 C (A - B)	円

【申請にあたってのご注意】

※この請求書は、小児慢性特定疾患治療研究事業の受給者証を持っている患者が、有効期間中に受給者証に記載されている医療機関の医師の指示により、小児慢性特定疾患の治療のために健康保険を利用して作成した治療用装具を着用した場合に、その治療用装具の支払額のうち、健康保険より給付された額を差し引いた金額を請求する場合に使用します。

(申請者の方へ)

※請求者氏名と口座名義人は、必ず同一にしてください。

※添付書類

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ☐ 医師の治療用装具着用証明書 | ☐ 請求書 |
| ☐ 業者に支払った補装具に係る領収書 | ☐ 受給者証の写し |
| ☐ 医療保険による給付証明書 | ☐ 振込先通帳の表の写し |
| ☐ 債権者登録申請書（保健所窓口にて記入、提出いただきますので、印鑑をご持参下さい。） | |

第13号様式

年 月 日

那覇市長 宛

【証明者】

医療機関

所在地

名 称

医師の氏名

印

小児慢性特定疾患治療用装具着用証明書

下記の者は、小児慢性特定疾患（疾患名： ）の
治療のために下記の装具の着用が必要であり（入院・通院）治療のため装具を着用している
ことを証明する。

記

受給者の氏名		生年月日	年 月 日生
受給者番号			

1 治療用装具の名称

2 治療用装具が必要な理由（医師の意見）

3 装具装着年月日 年 月 日

第14号様式

那覇市長 宛					平成 年 月 日				
申請者住所									
申請者氏名					印				
受給者との続柄()									
電話番号									
小児慢性特定疾患医療受給者証更新申請書									
下記のとおり、小児慢性特定疾患医療の更新を申請します。									
受給者証の番号									
受給者氏名		性別		男・女		生年月日		平成 年 月 日	
扶養義務者氏名		受給者との続柄				職業			
受給者証交付番号		受給者証の有効期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
※担当医師の意見	現在までの治療概要								
	更新を申請する理由及び治療方針								
※ 上記のとおり診断する。 平成 年 月 日 医療機関 名称 所在地 医師氏名 印									
※申請受付年月日		平成 年 月 日							

(注)

※欄は、申請者は記入しないでください

第15号様式

平成 年 月 日

那覇市長 宛

(受給者)

住 所

氏 名

(保護者又は法廷代理人)

住 所

氏 名

印

(受給者との続柄：)

医療保険者への所得区分照会に関する同意書

小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付を受けるにあたり必要があるときは、那覇市が私の加入する医療保険者に医療保険上の所得区分に関する情報を照会し、医療保険者が那覇市に所得区分の情報を提供することに同意します。

那覇市告示第 14 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴収員氏名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市 壺川 3 丁目 2 番地 5 壺川市営 2－7 1 1	自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	石嶺・石嶺第二 大名・久場川・汀良 末吉・真地・識名 安謝・安謝第一 壺川東改良
高 良 恵 美	那覇市 小禄 1 丁目 19 番 20 号	自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・壺川 辻・若狭改良小禄・ 新都心銘苅 繁多 川

那覇市告示第 15 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法施行令第 158 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 34 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市 西 1 丁目 1 9 番 7 号	自平成 2 5 年 4 月 1 日 至平成 2 6 年 3 月 3 1 日

公 告

那覇市公告第 362 号

平成 25 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・那47号 石嶺福祉センター線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成25年3月14日～平成26年3月31日

那覇市公告第 363 号

平成 25 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

(2) 名称 3・3・那 17 号 久場川公園

2. 施行者の名称

那覇市

3. 事務所の所在地

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

4. 事業地

(1) 収用の部分

平成 18 年沖縄県告示第 483 号のうち、那覇市首里石嶺町 2 丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成 18 年沖縄県告示第 483 号の事業地に那覇市首里石嶺町 2 丁目を加える。

5. 事業施行期間

平成 18 年 7 月 11 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

6. 縦覧の場所

那覇市 建設管理部 花とみどり課

(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 364 号

平成 25 年 3 月 14 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 3・3・那9号 松山公園
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間
平成 17 年 9 月 20 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎1丁目1番1号、本庁舎8階)

那覇市公告第 365 号
平成 25 年 3 月 14 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項及び同法施行規則第 49 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 那 3 号 天久緑地
2. 施行者の名称
那覇市
3. 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
 - （1）収用の部分 変更なし
 - （2）使用の部分 なし
5. 事業施行期間
平成 4 年 10 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所
那覇市 建設管理部 花とみどり課
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 8 階)

那覇市公告第 378 号

平成 25 年 3 月 15 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 380 号

平成 25 年 3 月 19 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 8・7・那10号東門川・仲之川線 ほかに14路線
- 2 施行者の名称 那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - （2）期間 平成25年3月19日～平成32年3月31日

那覇市公告第 381 号
平成 25 年 3 月 19 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・5・那34号石嶺駅前線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成25年3月19日～平成29年3月31日

那覇市公告第 387 号
平成 25 年 3 月 22 日
掲 示 済

公告の変更について

平成25年3月1日付け那覇市公告第337号にて公告した「平成25年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について」の制限付一般競争入札の実施について、次のように変更があるので公告する。

那覇市長 翁長 雄志

平成25年3月1日付け那覇市公告第337号の制限付一般競争入札の実施について、次のとおり変更する。

変更する項目	変更の内容	
	変更前	変更後
4 入札の日時及び場所 (1)日時	平成25年3月14日(木) 午前9時00分受付開始	平成25年3月14日(木) 午後1時00分受付開始 午後1時15分入札開始

那覇市公告第 390 号
平成 25 年 3 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・25号 小禄名嘉地線

2 施行者の名称

沖 縄 県

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成25年 3 月22日～平成27年 3 月31日

那覇市公告第 391 号

平成 25 年 3 月 22 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線（外1線）

2 施行者の名称

沖 縄 県

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(2) 期間 平成25年 3 月22日～平成27年 3 月31日

那覇市公告第 392 号
平成 25 年 3 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

（1）種類 那覇広域都市計画道路事業

（2）名称 3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線

2 施行者の名称

沖 縄 県

3 縦覧場所及び縦覧期間

（1）場所 那覇市建設管理部道路建設課

（2）期間 平成25年3月22日～平成30年3月31日

那 覇 市 公 告 第 1 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇三大祭りを中心とした観光振興調査業務委託に係る制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のとおり公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇三大祭りを中心とした観光振興調査業務委託
- (2) 履行内容 実施計画書委託仕様概要による（那覇市ホームページにて提供）
- (3) 契約予定日 平成25年 4 月下旬
- (4) 履行期間 契約締結日から平成25年 8 月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という）および破産者で復権を得ない者でないこと。
能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- (7) 過去 2 か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と、同種（経済振興等に係るもの）の調査業務委託契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。
- (8) 那覇市内に営業の拠点を持している者。

3 入札参加資格の確認申請（申請書是那覇市ホームページにて提供）

- (1) 提出期限 平成25年4月12日（金） 午後5時15分
- (2) 提出場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階 企画調整課企画G（直接持参により提出。郵送による提出は不可）

※平成25年4月17日（水）までに、申請者に対し入札参加資格確認結果を通知します。認定を受けた者に限り入札に参加可とします。

4 入札説明会の日時・場所

- (1) 日時 平成25年4月18日（木） 午前10時
- (2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所6階 601会議室

※入札説明会に参加しない者は入札に参加できません。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年4月22日（月） 午前10時
- (2) 場所 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所7階 701A会議室

※郵送による入札は認めません。

6 予算額

9, 9 7 5 千円

7 入札保証金

那覇市契約規則第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

9 お問い合わせ

那覇市企画財務部企画調整課企画G
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話 098-862-9937 FAX 098-862-4263

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 20 号

平 成 2 5 年 3 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

新 規 指 定

指定（登録）番号	第 455 号
指定工事店名	功 設
営業所所在地	沖縄市胡屋 6 丁目 10 番 1 号
代表者名	大庭 保
有効期間	自 平成 25 年 1 月 25 日
	至 平成 29 年 3 月 31 日
指定（登録）番号	第 456 号
指定工事店名	ちゅら工房
営業所所在地	宜野湾市真栄原 3 丁目 19 番 12 号
代表者名	八幡 隼弥
有効期間	自 平成 25 年 2 月 22 日
	至 平成 29 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 21 号

平 成 2 5 年 3 月 1 4 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

指定（登録）番号	第 444 号
指定工事店名	沖正設備
営業所所在地	うるま市字田場 1358 番地 10
代表者名	仲松 彌正
指定の有効期間	平成 23 年 12 月 22 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 1 月 4 日
異動事由	営業所所在地の変更

指定（登録）番号	第 96 号
指定工事店名	南西空調設備 株式会社
営業所所在地	那覇市銘刈 1 丁目 10 番 12 号
代表者名	久高 将泰
指定の有効期間	平成 24 年 4 月 1 日 平成 29 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 1 月 29 日
異動事由	代表者の変更

指定（登録）番号	第 312 号
指定工事店名	テクノ工業
営業所所在地	沖縄市字古謝 888 番地 1
代表者名	下地 稔
指定の有効期間	平成 23 年 4 月 1 日 平成 28 年 3 月 31 日
異動年月日	平成 25 年 2 月 19 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(実施校) 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">給食実施校</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">首里学校 給食センター</td><td>城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td></tr> </table>	名称	給食実施校	首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校	〔略〕		(実施校) 第2条 〔略〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th><th style="text-align: center;">給食実施校</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">首里学校 給食センター</td><td>城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 大名小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td></tr> </table>	名称	給食実施校	首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 大名小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校	〔略〕	
名称	給食実施校												
首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校												
〔略〕													
名称	給食実施校												
首里学校 給食センター	城東小学校 石嶺小学校 城北小学校 城南小学校 大名小学校 城北中学校 石嶺中学校 松島中学校												
〔略〕													
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。													

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第2号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部、課等の設置） 第5条 事務局に置く部、課及び室は次の表のとおりとする。 〔表 別記〕 （公の施設の所管） 第9条 教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。 〔表 別記〕 （附属機関） 第12条 教育委員会の所管に属する附属機関（市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和59年那覇市規則第3号）に基づき補助執行するものを含み、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成18年那覇市教育委員会規則第4号）に基づき補助執行させるものを除く。）の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。 〔表 別記〕 （例規審議会） <u>第13条 教育委員会の所管にかかる例規の制定、改廃等に関し審議するため、教育委員会例規審議会を置く。</u> <u>2 例規審議会の庶務は、総務課において処理する。</u> （職の設置） 第15条 〔略〕 2 前項に定めるもののほか、事務局に必要な応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、教育相談員主査、専門員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任専門員、主任	（部、課等の設置） 第5条 〔略〕 〔表 別記〕 （公の施設の所管） 第9条 〔略〕 〔表 別記〕 （附属機関） 第12条 〔略〕 〔表 別記〕 <u>第13条 削除</u> （職の設置） 第15条 〔略〕 2 前項に定めるもののほか、事務局に必要な応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、教育相談員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任栄養士、主事、技師、教育

保健師、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、専門員、保健師及び栄養士とする。 （職名及び職位） 第19条 那覇市職員定数条例（昭和47年那覇市条例第74号）第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。 〔表 別記〕 2 〔略〕 （職務） 第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。 〔表 別記〕 〔別表第1 別記〕	相談員及び栄養士とする。 （職名及び職位） 第19条 〔略〕 〔表 別記〕 2 〔略〕 （職務） 第20条 〔略〕 〔表 別記〕 〔別表第1 別記〕
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 5 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

部	課	室
生涯学習部	[略]	
	市民スポーツ課	
	文化財課	
	施設課	
[略]		

[改正後 別記]

[第5条の表]

部	課	室
生涯学習部	[略]	
	市民スポーツ課	
	施設課	
[略]		

[改正前 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	生涯学習部	市民スポーツ課
那覇市営奥武山屋内運動場		
タマウドゥン 玉 陵		文化財課
識名園		
那覇市立森の家みんな	[略]	

[改正後 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	生涯学習部	市民スポーツ課
那覇市営奥武山屋内運動場		
那覇市立森の家みんな	[略]	

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市スポーツ推進審議会	[略]
那覇市文化財調査審議会	文化財課
那覇市立図書館協議会	[略]
那覇市就学指導委員会	
那覇市立学校結核対策委員会	
那覇市小中一貫教育審議会	
那覇市学校給食センター運営委員会	
[略]	

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
那覇市スポーツ推進審議会	[略]
那覇市立図書館協議会	[略]
那覇市就学指導委員会	
那覇市学校給食センター運営委員会	
[略]	

[改正前 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
主査級	主査 副所長 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 教育相談員主査 主任教諭 学芸員主査 専門員主査 調理主査
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 司書 主任学芸員 主任専門員 主任保健師 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 司書 学芸員 専門員 保健師 栄養士 調理員 運転手 用務員

[改正後 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
主査級	主査 副所長 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 教育相談員主査 主任教諭 調理主査
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 司書 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員

[改正前 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
[略]	[略]
主査 教育相談員主査 学芸員主査 専門員主査	
[略]	
主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任専門員	[略]
主事 技師 公民館主事 専門員	
主任教育相談員 主任学芸員 主任保健師 司書 教育相談員 学芸員 保健師	
[略]	

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
[略]	[略]
主査 教育相談員主査	
[略]	
主任主事 主任技師 主任公民館主事 主事 技師	[略]
公民館主事	
主任教育相談員 司書 教育相談員	
[略]	

〔改正前 別記〕

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
総務課	1～3 〔略〕 4 <u>教育長協会等の教育団体に関すること。</u> 5 <u>規則、訓令等の制定、改廃及び解釈に関すること。</u> 6 〔略〕 7 <u>情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> 8～14 〔略〕 15 <u>職員の安全及び衛生管理に関すること。</u> 16～20 〔略〕 21 <u>庁舎管理に関すること。</u> 22～26 〔略〕
生涯学習課	1～3 〔略〕 4 <u>学校開放の総合的推進に関すること。</u> 5 <u>社会教育に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u> 6 <u>社会教育施設の設置及び廃止に関すること。</u> 7 <u>社会教育関係団体の育成及び指導助言に関すること。</u> 8 <u>社会教育実習に関すること。</u> 9 <u>育英事業に関すること。</u> 10 <u>社会教育指導員に関すること。</u> 11 <u>ユネスコ活動に関すること。</u> 12 <u>社会教育関係職員の研修に関すること。</u>
市民スポーツ課	〔略〕
文化財課	1 <u>文化財の保存及び活用に関する企画、調査及び研究に関すること。</u> 2 <u>埋蔵文化財の発掘調査に関すること。</u> 3 <u>指定文化財の維持管理に関すること。</u> 4 <u>文化財関係団体の育成及び指導助言に関すること。</u> 5 <u>世界遺産に関すること。</u> 6 <u>芸術文化の振興に関すること。</u> 7 <u>所管する公の施設等の管理運営に関すること。</u>
施設課	〔略〕

学校教育部に関する事項 〔略〕

改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
総務課	1～3 [略] 4 <u>教育委員会連合会等の教育団体に関すること。</u> 5 <u>規則及び訓令の公布及び公表に関すること。</u> 6 [略] 7～13 [略] 14～18 [略] 19～23 [略]
生涯学習課	1～3 [略] 4 <u>社会教育に関する企画、調査及び総合調整に関すること。</u> 5 <u>社会教育施設の設置及び廃止に関すること。</u> 6 <u>社会教育関係職員の研修に関すること。</u> 7 <u>学校開放の総合的推進に関すること。</u> 8 <u>社会教育指導員に関すること。</u> 9 <u>社会教育関係団体の育成及び指導助言に関すること。</u> 10 <u>家庭教育に関すること。</u> 11 <u>育英事業に関すること。</u> 12 <u>社会教育実習に関すること。</u> 13 <u>ユネスコ活動に関すること。</u>
市民スポーツ課	[略]
施設課	[略]

学校教育部に関する事項 [略]

那覇市教育委員会規則第3号

平成25年4月1日

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 城 間 勝

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させることに關し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、別表第1の左欄に掲げる事務を、同表右欄に掲げる職員に委任する。

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前条の規定により委任した事務を自ら行うことができる。

(補助執行事務)

第4条 教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる事務(以下「補助執行事務」という。)を、同表右欄に掲げる職員(以下「補助執行職員」という。)に補助執行させるものとする。ただし、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号。以下「教育長委任規則」という。)第2条各号に規定するもの及び重要又は異例に属するものについては、教育委員会の会議に付さなければならない。

2 補助執行事務を行う部長は、前項ただし書の場合において、教育委員会の会議に付する事案が特に重要なものであるときは、事前に那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第14条に規定する局議に付議し、調整しなければならない。

(補助執行事務の専決等)

第5条 補助執行職員は、補助執行事務を行う場合において、所管に係る事項を専決することができる。

2 前項の専決については、教育長が定める決裁の手続きの例によるものとする。

3 前条第1項ただし書の規定により教育委員会の会議に付すものについては、教育長の決裁を経てしなければならない。

4 教育長委任規則第4条及び第5条の規定は、補助執行事務について適用する。
（協議）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関の協議により定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

委任する事務	委任する職員
1 教育委員会の市費負担職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の給与等に関する事務 2 那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)の施行に関する事務のうち、公文書の公開請求及び公開請求に関する処分に対する不服申立ての受付に関する事務 3 那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)の施行に関する事務のうち、個人情報の開示、訂正、削除及び目的外使用等の中止の請求並びに請求に関する処分に対する不服申立ての受付に関する事務	総務部長
4 学齢児童及び学齢生徒の転学に関する事務のうち、転入、転居に伴う就学すべき市立学校の指定(指定校変更、区域外就学その他特別な取扱いを要するものを除く。)に関する事務 5 那覇市立壺屋焼物博物館に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務 (1) 那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)、那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則(平成21年那覇市教育委員会規則第5号)及び那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則(平成10年那覇市教育委員会規則第6号)の改正及び廃止に関する事務 (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づく那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱に関する事務 (3) 館長の権限に属する事務	市民文化部長

別表第2(第4条関係)

補助執行事務	補助執行職員
1 教育委員会に係る例規の制定及び改廃の審議に関する事務	総務部長及び総務部に属する職員
2 文化財の保護に関する事務 3 那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第4条に規定する那覇市文化財調査審議会に関する事務 4 世界遺産に関すること。 5 芸術文化に関すること。 6 那覇市立壺屋焼物博物館条例、那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則及び那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の改正及び廃止に関する事務 7 博物館法第20条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づく那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱に関する事務	市民文化部長及び市民文化部に属する職員
8 那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)に関する事務のうち、次に掲げる事務 (1) 幼稚園の設置及び廃止に関すること。 (2) 幼稚園の管理(用地に係るものを除く。)に関すること。 (3) 幼稚園の組織編制に関すること。 (4) 幼稚園職員の人事に関すること。 (5) 幼児の入園、転園及び退園に関すること(園長の権限に属するものを除く。) (6) その他幼稚園に関すること。	こどもみらい部長及びこどもみらい部に属する職員

那覇市教育委員会規則第4号

平成25年4月1日

那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市文化財調査審議会規則の一部を改正する規則

那覇市文化財調査審議会規則（昭和48年那覇市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（招集） 第5条 調査審議会は、必要に応じて <u>委員長</u> が招集する。	（招集） 第5条 調査審議会は、必要に応じて <u>会長</u> が 招集する。
（庶務） 第6条 調査審議会の庶務は、 <u>教育委員会の</u> <u>文化財課</u> で処理する。	（庶務） 第6条 調査審議会の庶務は、 <u>市民文化部文</u> <u>化財課</u> において処理する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第5号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館協議会規則（平成10年那覇市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（庶務） 第6条 協議会の庶務は、市民文化部 <u>博物館</u> において処理する。	（庶務） 第6条 協議会の庶務は、市民文化部 <u>文化財</u> <u>課</u> において処理する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第6号
平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則（平成21年那覇市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(職員及び職務)
	<u>第2条</u> 博物館に、館長を置く。
	<u>2 条例第5条から第8条まで及び第13条の博物館の利用に係る教育委員会の許可、取消し等及び入館の制限は館長が行うものとする。</u>
(開館時間)	(開館時間)
<u>第2条</u> 博物館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。	<u>第3条</u> 博物館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、 <u>館長</u> は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。
(休館日)	(休館日)
<u>第3条</u> 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	<u>第4条</u> 博物館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、 <u>館長</u> は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
(1) 月曜日	(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び慰霊の日(6月23日)に当たる場合を除く。)
(2) [略]	(2) [略]
<u>第4条</u> [略]	<u>第5条</u> [略]
(施設の利用の手続)	(施設の利用の手続)
<u>第5条</u> 条例第5条の規定に基づき博物館の施設の利用許可を受けようとする者は、利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可申請書により <u>教育委員会</u> に申請しなければならない。	<u>第6条</u> 条例第5条の規定に基づき博物館の施設の利用許可を受けようとする者は、利用開始日の属する月の6月前の月の初日から利用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可申請書により <u>館長</u> に申請しなければならない。
2 <u>教育委員会</u> は、前項の申請を受けたときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可書を交付するものとする。	2 <u>館長</u> は、前項の申請を受けたときは、その適否を審査し、利用許可を適当と認めるときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可書を交付するものとする。

る。 (利用許可の変更等) 第6条 前条第2項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可を受けた事項を変更しようとするとき又は利用を取り消そうとするときは、利用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可変更(取消)申請書により<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。 (利用許可の取消し等) 第7条 <u>教育委員会</u>は、条例第7条第1項の規定に基づき、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可取消(制限・停止)通知書により利用者に通知するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。 第8条～第10条 [略] (損傷等の届出) 第11条 入館者及び利用者は、博物館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は滅失したときは、那覇市立壺屋焼物博物館損傷・滅失届を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 第12条 [略]	(利用許可の変更等) 第7条 前条第2項の利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可を受けた事項を変更しようとするとき又は利用を取り消そうとするときは、利用開始日の5日前までに那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可変更(取消)申請書により<u>館長</u>に申請しなければならない。 (利用許可の取消し等) 第8条 <u>館長</u>は、条例第7条第1項の規定に基づき、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、那覇市立壺屋焼物博物館施設利用許可取消(制限・停止)通知書により利用者に通知するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。 第9条～第11条 [略] (損傷等の届出) 第12条 入館者及び利用者は、博物館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は滅失したときは、那覇市立壺屋焼物博物館損傷・滅失届を<u>館長</u>に提出しなければならない。 第13条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に改正前の那覇市立壺屋焼物博物館の管理運営に関する規則の規定により申請、届出したもの又は許可、通知を受けたものは、この規則の相当規定により申請、届出したもの又は許可、通知を受けたものとみなす。

那覇市教育委員会規則第7号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例施行規則を廃止する規則

那覇市^{タマウドゥン}玉陵及び識名園条例施行規則(平成5年那覇市教育委員会規則第7号)は、
廃止する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第8号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市小中一貫教育審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市小中一貫教育審議会規則を廃止する規則

那覇市小中一貫教育審議会規則(平成23年那覇市教育委員会規則第2号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第9号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市立学校結核対策委員会規則を廃止する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

那覇市立学校結核対策委員会規則を廃止する規則

那覇市立学校結核対策委員会規則(平成15年教育委員会規則第12号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 10 号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則の一部を
改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則

小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則（平成23年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>小中一貫教育の実施に係る臨時教育職員の身分取扱いに関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項に基づき、那覇市立小学校及び中学校における小中一貫教育の実施に向けて、<u>小中一貫教育を先行導入する神原中学校において臨時的に任用する教諭（以下「臨時教育職員」という。）の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</u> （職務） 第2条 <u>臨時教育職員は、小中一貫教育を円滑かつ効果的に推進するため、神原中学校長が定める校務を行う。</u> （任用候補者名簿） 第3条 学校教育課長は、<u>臨時教育職員</u>の確保を図るため<u>臨時教育職員</u>任用候補者名簿を作成するものとする。 2 前項に規定する<u>臨時教育職員</u>任用候補者名簿には、<u>中学校教諭免許状を有し、臨時教育職員への任用を希望する者</u>で原則として60歳未満のものを登載するものとする。 3 [略] （任用） 第4条 <u>臨時教育職員</u>の任用は、前条の任用候補者名簿に登載された者の中から選考により決定する。	<u>小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則</u> （趣旨） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項に基づき、那覇市立小学校及び中学校における小中一貫教育の実施に係る<u>臨時的に任用する教諭（以下「臨時教諭」という。）の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。</u> （配置及び職務） 第2条 <u>臨時教諭は小中一貫教育を実施する中学校に配置する。</u> 2 <u>臨時教諭は、小中一貫教育を円滑かつ効果的に実施するため、校長が定める校務を行う。</u> （任用候補者名簿） 第3条 学校教育課長は、<u>臨時教諭</u>の確保を図るため<u>臨時教諭</u>任用候補者名簿を作成するものとする。 2 前項に規定する<u>臨時教諭</u>任用候補者名簿には、<u>小学校又は中学校の教諭の免許状を有し、臨時教諭への任用を希望する者</u>で原則として60歳未満のものを登載するものとする。 3 [略] （任用） 第4条 <u>臨時教諭</u>の任用は、前条の任用候補者名簿に登載された者の中から選考により決定する。

(任用通知等)

第5条 学校教育課長は、臨時教育職員を任用しようとするときは、任用依頼書により総務課長に依頼しなければならない。

2 学校教育課長は、臨時教育職員として任用しようとする者に、必要に応じ教育長の指定する医師の診断書を提出させるものとする。

3 臨時教育職員の任用は、任用依頼書に基づき総務課長が任用通知書を作成し、学校教育課長が本人に対し同任用通知書を交付して行う。

(任用期間の更新)

第6条 学校教育課長は、現に勤務する臨時教育職員の任用期間を更新する必要があると認めるときは、任用期間更新依頼書により総務課長に依頼しなければならない。

2 臨時教育職員の任用期間の更新は、前項の依頼書に基づき総務課長が任用更新通知書を作成し、学校教育課長が本人に対し同任用更新通知書を交付して行う。

(任用の制限)

第7条 臨時教育職員としての通算する在職期間(臨時教育職員以外の臨時職員として教育委員会に任用された期間を含む。以下同じ。)が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時教育職員となることできない。

2 前項に規定する臨時教育職員としての在職期間には、退職した日から再び臨時教育職員となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。

(解雇)

第8条 臨時教育職員が次の各号のいずれかに該当する場合はこれを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、教育長がその必要がないと認め

(任用通知等)

第5条 学校教育課長は、臨時教諭を任用しようとするときは、任用依頼書により総務課長に依頼しなければならない。

2 学校教育課長は、臨時教諭として任用しようとする者に、必要に応じ教育長の指定する医師の診断書を提出させるものとする。

3 臨時教諭の任用は、任用依頼書に基づき総務課長が任用通知書を作成し、学校教育課長が本人に対し同任用通知書を交付して行う。

(任用期間の更新)

第6条 学校教育課長は、現に勤務する臨時教諭の任用期間を更新する必要があると認めるときは、任用期間更新依頼書により総務課長に依頼しなければならない。

2 臨時教諭の任用期間の更新は、前項の依頼書に基づき総務課長が任用更新通知書を作成し、学校教育課長が本人に対し同任用更新通知書を交付して行う。

(任用の制限)

第7条 臨時教諭としての通算する在職期間(臨時教諭以外の臨時職員として教育委員会に任用された期間を含む。以下同じ。)が1年に達する者でその達する日の属する任用が終了した日から1年を経過しないものは、再び臨時教諭となることできない。

2 前項に規定する臨時教諭としての在職期間には、退職した日から再び臨時教諭となるまでの期間が1年以上経過している場合におけるその退職以前の在職期間は含まないものとする。

(解雇)

第8条 臨時教諭が次の各号のいずれかに該当する場合はこれを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、教育長がその必要がないと認めると

るときは、この限りでない。 (1)～(4) [略] (準用規定等) 第9条 <u>臨時教育職員</u>の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「臨時職員」とあるのは「<u>臨時教育職員</u>」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。 2 <u>臨時教育職員</u>の給与については、那覇市規則第8条から第13条までの規定の適用があるものとする。 (その他) 第10条 この規則に定めるもののほか、<u>臨時教育職員</u>について必要な事項は、別に定める。	きは、この限りでない。 (1)～(4) [略] (準用規定等) 第9条 <u>臨時教諭</u>の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市規則第26号。以下「那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規則第17条中「那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則(昭和49年那覇市規則第37号)」とあるのは「那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第5号)」と、「臨時職員」とあるのは「<u>臨時教諭</u>」と、「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。 2 <u>臨時教諭</u>の給与については、那覇市規則第8条から第13条までの規定の適用があるものとする。 (その他) 第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第4号
平成 25 年 3 月 27 日
公 布 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程（平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
〔略〕		
財 産 に 関 する 事 項	物品購入の契約に <u>関すること。</u>	1,500万円以上3,000万円未満 教育長
		500万円以上1,500万円未満 部長
		100万円以上500万円未満 副部長
		100万円未満 課長
	教育財産の目的外使用に <u>関すること。</u>	〔略〕
	教育財産の用途変更又は用途廃止に <u>関すること。</u>	〔略〕
	物品の貸付けに <u>関すること。</u>	課長
	不動産、動産等の借入れに <u>関すること。</u>	1,500万円以上 教育長
		1,000万円以上1,500万円未満 部長
		500万円以上1,000万円未満 副部長
工 事 に 関 する 事 項		500万円未満 課長
	物品の寄附受入れ及び不用品の処分に <u>関すること。</u>	〔略〕
	工事用資材の購入、物件の修繕及び賃貸借又は不用品の処分に <u>関すること。</u>	1,500万円以上 教育長
		1,000万円以上1,500万円未満 部長
		500万円以上1,000万円未満 副部長
		500万円未満 課長
	測量及び調査のための土地立入りに <u>関すること。</u>	課長
	工事設計図書の承認に <u>関すること。</u>	課長
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の承認に <u>関すること。</u>	課長
	工事請負契約の締結に <u>関すること（予定価格の設定を含む。）。</u>	課長
	測量、調査及び設計等の委託契約に <u>関すること。</u>	課長
	工事検査及び検査報告に <u>関すること。</u>	課長
	測量、調査及び設計等の委託契約の検査及び検査報告に <u>関すること。</u>	課長
	工事の一部委任又は一部下請負の承認に <u>関すること。</u>	課長
予 算 経 理 に 関 する 事 項	歳入歳出外現金の収支命令に <u>関すること。</u>	課長
	歳入の調定、納付又は納入の通知に <u>関すること。</u>	課長
	歳入の過誤納金の還付及び充当に <u>関すること。</u>	課長
	収入の更正決定に <u>関すること。</u>	課長
事 項	歳入に係る納期限の延長又は分納に <u>関すること。</u>	課長

使用料に係る減免及び還付に関すること(事由の明確なものに限る。)	課長
食糧費に関すること。	課長
支出命令に関すること。	課長
委託契約に関すること。	1,500万円以上1億円未満 教育長
	1,000万円以上1,500万円未満 部長
	500万円以上1,000万円未満 副部長
	500万円未満 課長
不納欠損処分に関すること。	部長
学校割り当て予算に関すること。	課長
予算の流用に関すること。	500万円以上 教育長
	300万円以上500万円未満 部長
	300万円未満 副部長
[略]	

備考 この表において、決裁者の欄中「課長」の決裁事項であるもののうち、次に掲げる事項で別表第4に規定するものについては、この表の規定にかかわらず別表第4に規定するとおりとする。

- (1) 臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関すること。
- (2) 物品購入の契約に関すること。
- (3) 歳入の調定、納付又は納入の通知に関すること。
- (4) 使用料に係る減免及び還付に関すること(事由の明確なものに限る。)
- (5) 支出命令に関すること。
- (6) 委託契約に関すること。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
[略]		
財産に關する事項	行政財産(教育財産に限る。以下同じ。)の目的外使用に関すること。	[略]
	行政財産の用途変更又は用途廃止に関すること。	[略]
	物品の寄附受入れに関すること。	[略]
[略]		

備考 この表において、決裁者の欄中「課長」の決裁事項であるもののうち、臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事項で別表第4に規定するものについては、この表の規定にかかわらず別表第4に規定するとおりとする。

〔改正前 別記〕

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
総務課	〔略〕	
	財政関係報告書に關すること。	〔略〕
	公有財産報告書及び重要物品報告書に關すること。	課長
	交際費に關すること。	10万円以上 部長
		10万円未満 課長
生涯学習課	〔略〕	
	各種団体の講師あつせんに關すること。	〔略〕
市民スポーツ課	〔略〕	
文化財課	行事の企画、運営及び実施に關すること。	重要 部長
		軽易 課長
	文化財保護に係る事項の処理に關すること。	重要 部長
		軽易 課長
	タマウドウン 玉 陵 及び識名園区域内における商行為	重要 部長
	等の許可に關すること。	軽易 課長
施設課	〔略〕	
	別表第2の共通決裁事項に掲げる教育財産 の目的外使用許可のうち学校施設に係るもの	〔略〕
〔略〕		
青少年育成課	〔略〕	
	各種団体の講師あつせんに關すること。	〔略〕
〔略〕		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
総務課	[略]	
	財政関係報告書に関する事。	[略]
生涯学習課	[略]	
	各種団体への講師あっせんに関する事。	[略]
市民スポーツ課	[略]	
施設課	[略]	
	別表第2の共通決裁事項に掲げる行政財産の目的外使用許可のうち学校施設に係るもの	[略]
[略]		
青少年育成課	[略]	
	各種団体への講師あっせんに関する事。	[略]
[略]		

〔改正前 別記〕

別表第4(第5条関係)

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項		決裁者
中央公民館	公民館の利用許可、許可の取消し等に関する事		〔略〕
	各種学級及び講座等の企画運営に関する事		〔略〕
	〔略〕		
	各種団体の講師あつせんに関する事		〔略〕
小禄南公民館	〔略〕		
首里公民館	公民館の使用料の減免及び還付に関する事(事由が明確な		〔略〕
若狭公民館	ものに限る。)		
石嶺公民館	歳入の調定、納付、又は納入の通知に関する事		主幹等
繁多川公民館	各種学級及び講座等の企画運営に関する事		〔略〕
牧志駅前ほし	〔略〕		
ぞら公民館	各種団体の講師あつせんに関する事		〔略〕
	委託契約に関する事	50万円以上500万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	物品の購入に関する事	50万円以上100万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に関する事	50万円以上	課長
		50万円未満	主幹等
〔略〕			
学校給食センター	〔略〕		
	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事		〔略〕
	委託契約に関する事	50万円以上500万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	物品の購入に関する事	50万円以上100万円未満	課長
		50万円未満	主幹等
	支出負担行為及び支出命令に関する事	50万円以上	課長
		50万円未満	主幹等
〔略〕			

〔改正後 別記〕

別表第4（第5条関係）

教育機関個別決裁事項

教育機関	事項	決裁者
中央公民館	公民館の利用許可、許可の取消し等に関する事	〔略〕
	公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事	課長
	各種学級及び講座等の企画運営に関する事	〔略〕
	〔略〕	
	各種団体への講師あつせんに関する事	〔略〕
小禄南公民館	〔略〕	
首里公民館	公民館の使用料の徴収、減免及び還付に関する事	〔略〕
若狭公民館	各種学級及び講座等の企画運営に関する事	〔略〕
石嶺公民館		
繁多川公民館	〔略〕	
牧志駅前ほしぞら公民館	各種団体への講師あつせんに関する事	〔略〕
〔略〕		
学校給食センター	〔略〕	
〔略〕	臨時職員及び非常勤職員の休暇の承認に関する事	〔略〕
〔略〕		

那覇市教育委員会教育長訓令第5号
平成25年3月27日
公 布 済

那覇市教育委員会文書取扱規程及び那覇市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会文書取扱規程及び那覇市立学校文書取扱規程の一部を改正する訓令

（那覇市教育委員会文書取扱規程の一部改正）

第1条 那覇市教育委員会文書取扱規程（平成21年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（18）〔略〕 （19）総務部総務課 那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号。以下「<u>事務分掌規則</u>」という。）第1条の規定に基づく総務部総務課をいう。 （文書作成の原則） 第5条 文書の作成に当たっては、本市及び教育委員会の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）並びに外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。 （書庫の管理） 第39条 書庫の管理は、総務課長が行うものとし、総務課長は、書庫内における火災の予防及び非常災害に対する必要な措置を講じなければならない。 2 書庫内の保存文書は、保存年限別、年度（年）別及び課別に整理し、主管課が管理するものとする。 （文書の廃棄） 第41条 課長は、文書管理システムで処理した文書及びファイル基準表に記載された文書で保存年限を満了したものは廃棄しなければならない。ただし、課長が保存年限を超えて保存する必要があると認	（定義） 第2条 〔略〕 （1）～（18）〔略〕 （19）総務部総務課 那覇市事務分掌規則（1971年那覇市規則第15号）第1条の規定に基づく総務部総務課をいう。 （文書作成の原則） 第5条 文書の作成に当たっては、本市及び教育委員会の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）</u>、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）、送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）並びに外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。 （保存文書の管理） 第39条 書庫内の保存文書は、保存年限別、年度（年）別及び課別に整理し、主管課が管理するものとする。 （文書の廃棄） 第41条 課長は、文書管理システムで処理した文書及びファイル基準表に記載された文書で保存年限を満了したものは廃棄しなければならない。ただし、課長が保存年限を超えて保存する必要があると認

める文書及び第42条に規定する史料文書については、この限りでない。 （史料文書） 第43条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>博物館長（事務分掌規則第2条第2項の規定により置く館長をいう。）</u>が指定する文書については、<u>博物館（事務分掌規則第7条第5項に規定する博物館をいう。）</u>に移管するものとする。	める文書及び第43条に規定する史料文書については、この限りでない。 （史料文書） 第43条 保存年限を満了した文書のうち、史料文書として<u>文化財課長</u>が指定する文書については、<u>市民文化財課</u>に移管するものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市立学校文書取扱規程の一部改正）

第2条 那覇市立学校文書取扱規程（平成21年那覇市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（文書作成の原則） 第5条 文書の作成に当たっては、那覇市教育委員会の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）</u>、<u>現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）</u>、<u>送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）</u>及び<u>外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）</u>により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。	（文書作成の原則） 第5条 文書の作成に当たっては、那覇市教育委員会の文書の取扱いに関する諸規定のほか、<u>常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）</u>、<u>現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）</u>、<u>送り仮名の付け方（昭和48年内閣告示第2号）</u>及び<u>外来語の表記（平成3年内閣告示第2号）</u>により、平易、簡潔かつ正確に表現するように努めなければならない。
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第6号
平 成 2 5 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育委員会市政情報コーナー規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会市政情報コーナー規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会市政情報コーナー規程（昭和63年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第7号
平 成 2 5 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育委員会車両管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会車両管理規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会車両管理規程(平成12年那覇市教育委員会教育長訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この <u>規程</u> は、別に定めるもののほか、那覇市教育委員会の所管に係る車両の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この <u>訓令</u> は、別に定めるもののほか、那覇市教育委員会の所管に係る車両の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。
(車両の定義)	(車両の定義)
第2条 この <u>規程</u> にいう車両とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車をいう。	第2条 この <u>訓令</u> にいう車両とは、普通自動車、小型自動車、軽自動車及び原動機付自転車をいう。
2 [略]	2 [略]
(安全運転管理者)	(安全運転管理者)
第8条 車両の安全な運転を確保するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2第1項の規定に基づき、安全運転管理者を置く。	第8条 車両の安全な運転を確保するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項の規定に基づき、安全運転管理者を置く。
2～3 [略]	2～3 [略]
(保険)	(保険)
第14条 車両保管責任者は、車両を財団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入した後でなければ、当該車両を使用させてはならない。	第14条 車両保管責任者は、車両を公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入した後でなければ、当該車両を使用させてはならない。
2 [略]	2 [略]
(燃料の補給)	(燃料の補給)
第15条 <u>生涯学習部長は、燃料の補給場所(以下「指定給油所」という。)を指定するものとする。</u>	第15条 <u>燃料の補給場所(以下「指定給油所」という。)は、総務部長が指定するものとする。</u>
2 車両保管責任者は、指定給油所において燃料を補給するものとする。ただし、遠距離その他特別の理由がある場合は、 <u>その他の場所</u> においてこれを補給することができる。	2 車両保管責任者は、指定給油所において燃料を補給するものとする。ただし、遠距離その他特別の理由がある場合は、 <u>指定給油所以外の場所</u> においてこれを補給することができる。
(その他)	(その他)
第17条 この <u>規程</u> に定めるもののほか、車	第17条 この <u>訓令</u> に定めるもののほか、車

両の管理に関し必要な事項は、別に定める。	両の管理に関し必要な事項は、別に定める。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第8号
平 成 2 5 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程を廃止する訓令

那覇市教育委員会職員安全衛生管理規程(平成22年那覇市教育委員会教育長訓令第6号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会教育長訓令第9号
平 成 2 5 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 城 間 幹 子

那覇市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員被服貸与規程(平成20年那覇市教育委員会教育長訓令第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品	数量	期間 (年)	備考
1	主に現場作業の監督、指導又は調査等のため外勤業務に従事する職員	[略]			雨靴と雨衣は、文化財
		安全帽	[略]		発掘作業現場で監督
		雨靴	1	2	指導業務に従事する
		雨衣	1	2	職員に貸与する。
2～6 [略]					

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品	数量	期間 (年)	備考
1	主に現場作業の監督、指導又は調査 等のため外勤業務に従事する職員	[略]			
		安全帽	[略]		
2～6 [略]					

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第1号

平 成 2 5 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱

那覇市教育委員会非常勤職員要綱(平成2年10月5日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 城 間 勝

改正前	改正後
(採用期間等) 第5条 [略] 2 非常勤職員の任用期間は、1会計年度内とする。<u>ただし、規則に特別の定めがあるときは、この限りでない。</u> 3～5 [略] (介護休暇) 第14条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、介護休暇を取得することができない。 (1) <u>任用期間</u>が1年に満たない者 (2) [略] 3～6 [略]	(採用期間等) 第5条 [略] 2 非常勤職員の任用期間は、1会計年度内とする。<u>ただし、第14条の3に規定する育児休業をしている非常勤職員に代わってその業務を行うために採用された非常勤職員にあっては、当該育児休業の期間の末日までとする。</u> 3～5 [略] (介護休暇) 第14条の2 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、介護休暇を取得することができない。 (1) <u>在職期間(継続して採用された場合は、継続前の在職期間を含む。次条において同じ。)</u>が1年に満たない者 (2) [略] 3～6 [略] (育児休業) <u>第14条の3 非常勤職員(第1号から第3号までのいずれにも該当する者又は第4号に該当する者に限る。)</u>が、子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合には、次項に定める範囲内の期間について育児休業をすることができるものとする。 <u>(1) 在職期間が1年以上であること。</u>

	(2) <u>当該養育する子が産後休暇の末日の翌日から起算して4月に達する日(以下「4月到達日」という。)を超えて引き続き任用されることが見込まれること(当該養育する子が4月到達日から4月を経過するまでの間に、その任用期間が満了し、かつ、継続採用されないことが明らかな場合を除く。)</u>。 (3) <u>1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。</u> (4) <u>任用期間の満了日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしており、かつ、継続採用に伴い、その継続した任用期間が満了した日の翌日を期間の初日とする育児休業が予定されていること。</u> 2 <u>前項の育児休業をすることができる期間は、当該養育する子の出生の日の翌日から起算して6月に達する日までの間で継続した4月以内の期間とする。</u> 3 <u>育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。</u>
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市教育委員会非常勤職員要綱第14条の3第1項第1号の在職期間には、この要綱の施行日前から引き続く期間を通算するものとする。
- 3 学校に勤務する非常勤職員においては、任期満了に伴い離職した月の翌月に任用された場合も継続採用とみなす。

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第1号

平成 25 年 3 月 13 日

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 大嶺 英明

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員事務局処務規程（1966年那覇市監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務) 第6条 事務局においては、次の事務を処理する。 (1)～(2) [略] (3)～(9) [略]	(事務) 第6条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 外部監査に関すること（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する監査委員の職務権限に係るものに限る。）。</u> <u>(4)～(10) [略]</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

保健所長訓令

保健所長訓令第1号
平成25年4月1日

那覇市保健所長の事務決裁規程を次のように定める。

那覇市保健所長 国吉秀樹

那覇市保健所長の事務決裁規程

（趣旨）

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、法令の規定により保健所長の権限とされている事務及び那覇市保健所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第 号）の規定により市長が保健所長に委任した事務に係る保健所長の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この訓令において使用する用語及び決裁の処理に関し必要な事項（次条及び第4条に定めるものを除く。）は、那覇市事務決裁規程（1971年那覇市訓令第8号）の例による。

（保健所長の決裁事項）

第3条 保健所長の決裁事項は、次のとおりとする。

- （1） 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店等の営業の許可の取消し、禁止及び停止に関すること。
- （2） 理容師法（昭和22年法律第234号）に基づく理容師及び美容師法（昭和32年法律第163号）に基づく美容師の業務の停止命令に関すること。
- （3） 温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉の利用許可の取消し、利用の制限及び危害防止措置の命令に関すること。
- （4） 興行場法（昭和23年法律第137号）に基づく興行場、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館、及び公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく公衆浴場の営業の許可の取消しに関すること。
- （5） 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく診療所及び助産所の開設の許可の取消しに関すること。
- （6） クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に基づくクリーニング所及び無店舗取次店の業務従事者の業務の停止及び営業停止処分等の命令に関すること。
- （7） 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物又は劇物販売業の登録の取消しに関すること。
- （8） 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）に基づく歯科技工所の構造設備の改善命令及び施設の使用禁止に関すること。

- (9) 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく専用水道及び簡易専用水道の給水停止命令に関すること。
- (10) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医薬品の販売業の許可の取消しに関すること。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく特定建築物等の改善命令並びに使用の停止及び制限に関すること。
- (12) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく有害物質を含有する家庭用品の回収等の命令に関すること。
- (13) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく勧告、措置、制限、命令及び指示に関すること。
- (14) 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく特定給食施設に対する勧告及び勧告に係る措置の命令に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか許可の取消し、命令その他の行政処分に関すること。

(課長の専決事項)

第4条 課長の専決事項は、次のとおりとする。

課	専決事項
健康増進課	(1) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫所長からの通知及び通報の受理に関すること。 (2) 感染症法に基づく届出の受理及び報告に関すること。 (3) 感染症法に基づく感染症に係る他の行政機関等との協力及び連携並びに情報の公表に関すること。 (4) 感染症法に基づく結核及び感染症に係る病原体検査の実施に関すること。 (5) 感染症法に基づく結核登録票の記録及び保存に関すること。 (6) 感染症法に基づく結核登録患者の訪問指導及び精密検査の実施に関すること。 (7) 感染症法に基づく結核患者定期病状調査の実施に関すること。 (8) 健康増進法に基づく立入検査に関すること。 (9) 健康増進法に基づく特定給食施設の事業開始の届出並びに事業の変更、休止及び廃止の届出の受理に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか定例的な事項に関すること。
生活衛生課	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく施術所の開設、変更、休止、廃止及び再開の届出の受理並びに立入検査に関すること。 (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく施術者及び施術所の開設者からの報告の提出に関すること。 (3) 食品衛生法に基づく食品の検査に関すること。 (4) 食品衛生法に基づく飲食店等の営業の許可及び当該許可

	の更新に関すること。 (5) 食品衛生法に基づく飲食店等の営業を行う者への報告の要求及び飲食店等への臨検検査等に関すること。 (6) 食品衛生法に基づく飲食店等の営業を行う者からの届出及び報告の受理に関すること。 (7) 理容師法に基づく理容所に係る届出の受理に関すること。 (8) 理容師法に基づく理容所の構造設備の検査及び立入検査に関すること。 (9) 温泉法に基づく温泉の利用の許可に関すること。 (10) 温泉法に基づく掲示内容の届出の受理に関すること。 (11) 温泉法に基づく温泉利用施設管理者への報告の要求及び温泉利用施設への立入検査に関すること。 (12) 興行場法に基づく興行場の営業の許可に関すること。 (13) 興行場法に基づく興行場営業者等への報告の要求及び興行場への立入検査に関すること。 (14) 興行場法に基づく興行場に係る届出の受理に関すること。 (15) 旅館業法に基づく旅館業の許可に関すること。 (16) 旅館業法に基づく旅館業営業者等への報告の徴収及び旅館業への立入検査に関すること。 (17) 旅館業法に基づく旅館に係る届出の受理に関すること。 (18) 公衆浴場法に基づく公衆浴場の営業の許可に関すること。 (19) 公衆浴場法に基づく公衆浴場営業者等への報告の要求及び公衆浴場への立入検査に関すること。 (20) 公衆浴場法に基づく公衆浴場に係る届出の受理に関すること。 (21) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場等の設置者等への報告の要求及び化製場等への立入検査に関すること。 (22) 化製場等に関する法律に基づく化製場等に係る届出の受理に関すること。 (23) 医療法に基づく診療所及び助産所の開設及び病床数等の変更の許可に関すること。 (24) 医療法に基づく診療録等の検査、報告の命令等に関すること。 (25) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく死体解剖、死体解剖場所及び死体の保存の許可に関すること。 (26) クリーニング業法に基づくクリーニング所の構造設備の検査及び立入検査に関すること。 (27) クリーニング業法に基づくクリーニング所又は無店舗取次店に係る届出の受理並びに業務用の車両の立入検査に関すること。 (28) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物販売業者からの届出の受理に関すること。 (29) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物販売業の登録
--	---

- に關すること。
- (30) と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づくと畜場の許可に關すること。
- (31) と畜場法に基づくと畜場からの報告の徴収及びと畜場への立入検査に關すること。
- (32) と畜場法に基づくと畜場に係る届出及び報告の受理に關すること。
- (33) 齒科技工士法に基づく齒科技工所の開設の届出及び当該届出事項の変更の届出並びに休止、廃止及び再開の届出の受理に關すること。
- (34) 齒科技工士法に基づく齒科技工所の開設者等への報告の命令に關すること。
- (35) 齒科技工士法に基づく齒科技工所への立入検査に關すること。
- (36) 美容師法に基づく美容所に係る届出の受理に關すること。
- (37) 美容師法に基づく美容所の構造設備の検査及び立入検査に關すること。
- (38) 水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道の設置者からの報告の徴収及び専用水道等への立入検査に關すること。
- (39) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)に基づく衛生検査所の登録及び当該登録の変更に關すること。
- (40) 臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の処理に關すること。
- (41) 薬事法に基づく医薬品の販売業の許可に關すること。
- (42) 薬事法に基づく医薬品の販売業の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に關すること。
- (43) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に基づく施術所の開設者及び柔道整復師への報告の要求並びに施術所への立入検査に關すること。

	(44) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物所有者等からの報告の徴収及び特定建築物への立入検査に関すること。 (45) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物に係る届出の受理に関すること。 (46) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく家庭用品製造業者等からの報告の徴収及び事務所等への立入検査等に関すること。 (47) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく食鳥処理事業の許可に関すること。 (48) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥処理事業に係る届出及び報告の受理に関すること。 (49) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく食鳥検査の実施に関すること。 (50) 前各号に掲げるもののほか定例的な事項に関すること。
環境衛生課	(1) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく狂犬病にかかった犬等、狂犬病にかかった疑いのある犬等及びこれらの犬等にかまれた犬等の届出の受理に関すること。 (2) 狂犬病予防法に基づく狂犬病にかかった犬等、狂犬病にかかった疑いのある犬等及びこれらの犬等にかまれた犬等の知事への報告に関すること。

付 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。